

三重県歯科医師会報



THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION



◆第17回三重県歯科保健大会

「みえ歯と口腔の健康づくり条例を活かす
それぞれの提言」

◆学術研修会

「欠損歯列のリスク・欠損補綴のリスク
～長期経過症例から学んだこと～」

◆マウスガード講習会

◆第4回みえ歯科ネット研修会



公益社団法人
三重県歯科医師会
<http://www.dental-mie.or.jp/>

2012 2013

12 1

No. 659

年頭にあたって 公益社団法人三重県歯科医師会会長 峰 正博	1
年頭所感 社団法人日本歯科医師会会長 大久保満男	2
第17回三重県歯科保健大会	4
表 彰	12
平成24年度第1回学術研修会	14
マウスガード講習会	18
みえ歯ートネット通信	20
平成24年度BLSヘルスケアプロバイダーコース	22
平成24年度歯科衛生士復職支援講習会	23
平成24年度社会保険指導者研修会	24
名古屋国税局管内税務指導者協議会	27
平成24年度第7回理事会（がん患者口腔ケア、体制作りについて検討）	28
平成24年度第4回都市会長会議（次期役員等選挙想定スケジュールについて説明）	30
平成24年度第8回理事会（周術期口腔管理、PTを設置して対応検討へ）	34
第37回睦寿会総会・親睦会	36
医療管理（平成24年分所得税の確定申告の主な改正点について）	38
10月・11月会務日誌	40
会員消息／新入会員プロフィール	42
平成24年6月・7月診療分歯科診療報酬状況	44
告 知 板	
（・津歯科医師会学術講演会のお知らせ ・日本歯内療法学会中部支部会 2013スプリングセミナー開催のご案内）	45
互助会の現況	47
三重県歯科医師国民健康保険組合	48
編集後記	49

New Year Message 2013

Mie Dental Association chairman Masahiro Mine

年頭にあって

公益社団法人 三重県歯科医師会
会長 峰 正博



年頭にあたり謹んで皆様新年のお慶びを申し上げます。

昭和から平成へと年号が改められてから早、四半世紀が過ぎたことに改めて深い感慨を覚えています。現在、私たちの目の前にある世界、そして日本の姿をあの当時にはとても想像できなかったのではないのでしょうか。バブル崩壊により安定成長時代の終焉を迎えたわが国は、さらに経済のグローバル化という荒波に翻弄され、深く傷つき疲弊しています。かつて繁栄を誇り日本経済を牽引してきた大企業の苦境はこうした状況を象徴的に表しているように感じられます。一方、世界に目を転じてみてもそれぞれに複雑な課題を抱えており、社会の舵取りが容易な地域はどこにもないようです。そんな中、アメリカではオバマ大統領が再選を果たし、中国では次代の指導者が選ばれました。日本では、この年末総選挙において3年半の民主党政権が否定され、自公連立政権にバトンが渡りました。経済財政諮問会議の復活など医療界にはやや不安要素が残るものの、将来に向かって希望を見出す糸口が見つかったと信じています。

かつて想像できなかった未来と言えば、日本という国が世界のどこよりも速いスピードで迎えている超高齢社会もその一つでしょう。高齢化という言葉自体は使い古された印象すら受けますが、社会のあり方が本格的に変化していくのはこれからなのだとも言われます。最新の高齢社会白書によれば、団塊の世代が65歳以上となる平成27年には高齢者人口は約4千万人となり、その後も十数年は増加が続くとされています。しかも高齢者世帯の多くは独居か夫婦のみの世帯になるということです。これを支えるには国や自治体だけに頼るのではなく地域のコミュニティの力を再生していくことが不可欠でしょう。医療の世界では近年、在宅医療の推進が唱えられてきましたが、そこにはともすれば入院医療費を削減したいという財政的な要請が透けて見えていたような気がします。しかし、これから求められるのはそのような算盤勘定ではなく、より積極的に、使命感を持って地域のコミュニティの中で超高齢社会を支える役割を果たす、そんな医療機関や診療所なのではないのでしょうか。私ども歯科医師及び歯科診療所も、関連する様々な職種の方々との連携をさらに強化し、こうした機能を担う一翼となるべく研鑽を重ねていかなければならないと考えています。歯科医師は、まさに必要とされているわけです。

皆様とともに新しい年を希望ある一年として過ごせることを祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

New Year Message 2013

Japan Dental Association chairman Mitsuo Ohkubo

年頭所感

社団法人 日本歯科医師会
会長 大久保満男



新年おめでとうございます。会員の先生方におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また、昨年は、本会会務の運営に対しまして、多大なるご理解とご支援を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

一昨年の歯科界における最も大きな出来事は、「歯科口腔保健法」の制定でありました。

本法律は、国の基本法として位置づけられています。言うまでもなく「基本法」とは国の政策の方向性を定めるための法律であると考え、この法律の大きな意味が理解できると思います。

この法律が制定された最大の理由は、その第一条の目的で記載されたように、口と歯の健康が国民の全身の健康を保つことに貢献すると明記されたことにあります。

ここでわれわれが確認しなければならないことは、このように条文化されるまでに、多くの研究が長い年月に亘って続けられ、それを国が正確な根拠として認定したことです。

それは、平成元年に始まった8020運動のその少し後に開催されたワークショップのテーマが、「伝承から科学へ」だったことから伺い知れることです。つまり20年前には、口と歯の健康が全身の健康に繋がる根拠は、単なる「言い伝え」にすぎず、その「科学的根拠」を持たなかったということ、われわれが認識していた、いや認識せざるを得なかったということだと思います。

この20年間、私は、何度も、歯科には根拠がないということを聞かされてきました。その意味からいえば、今回の法律の制定は、長年の苦勞と、いわば屈辱が晴らされたことだといえるでしょう。

さらに、画期的なことは、本法律の制定の前後に、地域の条例が立て続けに制定されたことです。いまや、都道府県の半数に、さらに市町でも20を超える地域で条例が制定されています。地域の歯科医師会のエネルギーに心からの敬意を捧げます。

私は、条例制定の記念行事に多くの地域からお招きを受け、講演やシンポジウムでお話し、また知事や市長とディスカッションする機会を得ました。そこで、常を感じたことは、この多くの歯と口の条例に関する意識や目的が、地域によって異なることです。つまりどこを切っても同じ顔が出る金太郎飴ではなく、その地域固有の健康に関する課題を、この条例で解決したいという熱い願いが、これらの条例の精神に込められています。ある県は、健康寿命の日本一を達成するために条例を作り、またある県は、糖尿病の罹患率や死亡率を何とか減少させるために等々。この多様性は、わが国の社会の在り方の中で、画期的な状況を生み出していると思っています。

世界最速で超高齢社会に到達したわが国にとって、国の基本法と地方の条例が相乗効果となる状況をうみだすように心から祈念し、また本会としても努力することをお誓い申し上げますとともに、今年が先生方にとって良い年であることを願って新年のご挨拶といたします。

▲三重県歯科医師会会員の皆様へ広報編集委員会からのお知らせ

えっ、
まだ登録
してないの？

三重県歯科医師会では、すでに約50%の会員が
会員宛配布物E-MAIL & メールマガジン配信の
登録をしています。



会員宛配布物E-MAIL 配信登録

登録者に専用メールアドレスを割り当て！ 冊子・ポスター等を除くほとんどの文書をデータ
配信！ 県内どこでも同時に届く！ 紙ごみ減量、ちょっとエコ♪

三重県歯科医師会メールマガジン

E-MAIL 配信登録者に毎週メルマガも配信！ 三重県歯科医師会の最新情報がいち早くお手元
に！ ホームページ更新情報掲載、新着情報を見逃さない！ 毎月歯科関連ニュースクリップ
をお届け、ネットサーフィンをする暇のない忙しいあなたに最適！

さあ、三重県歯科医師会ホームページ・会員Onlyトップページから

「E-MAIL 配信申込みはこちら」

<http://www.dental-mie.or.jp/only/mail/mousikomi.html>

に、今すぐアクセス！

災害伝言 ダイヤル



会員の皆様へのお願い

大規模災害発生時には、通常の電話
やファックス等の通信手段が使用不能と
なる可能性があります。

会員各自が、右に示すような災害時
用の連絡手段を講じて、自身の安否や
診療継続の可否について、自発的に連
絡していただくようお願いします。

✓ 災害時の連絡手段

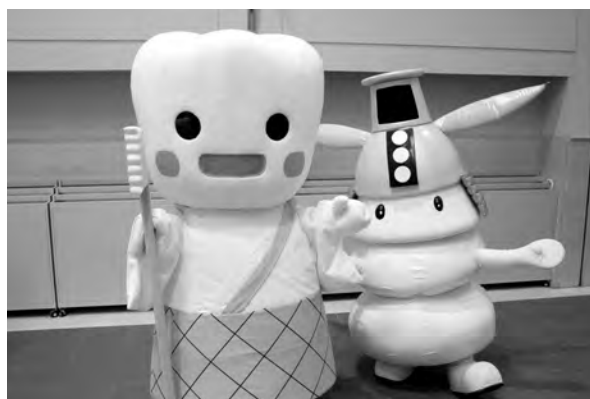
- 郡市歯科医師会の連絡網
- i モード災害用伝言板サービス
- NTT災害伝言ダイヤル（171）

詳しくは、**大規模災害時歯科活動マニュアル**
(三重県歯科医師会作成／オレンジ色のファイル)
を、ご参照下さい。

三重県 歯科保健大会

第17回

平成24年11月11日（日）
三重県文化会館中ホール



11月11日(日)、三重県文化会館で第17回三重県歯科保健大会が開催されました。当日はあいにくの雨模様となりましたが、歯の衛生週間事業や「いい歯の8020コンクール」の受賞者らの他、県内の歯科保健関係者が多数参集。会場には日本歯科医師会のPRキャラクター「よ坊さん」と津市の代表的なゆるキャラ「シロモチくん」が顔を揃える等、賑わいを見せていました。大会後半には今年3月に公布・施行された「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、様々な立場で歯科保健に関わる県内外の関係者が意見を交わしました。

Ceremony

大会は実行委員長である三重県歯・中井孝佳副会長による開会の辞で幕を開け、主催者を代表して三重県歯・峰 正博会長、三重県・鈴木英敬知事、三重県教育委員会・野村 浩事務局育成支援社会教育担当次長（真伏秀樹教育長の代理）がそれぞれ挨拶に立った。



三重県歯・峰 正博会長

峰会長は、今年4月に三重県歯科医師会が公益社団法人に移行したことを報告し、この三重県歯科保健大会についても今回が新たなスタートと位置付けて臨んでいると述べた。そして、本格化する超高齢社会に対応するため、地域の診療所がコミュニティの中でさらに役立てるよう、関係機関との連携を図っていききたいとの意欲を示した。



三重県・鈴木英敬知事

鈴木知事は、条例に基づいて検討が始まった「みえ 歯と口腔の健康づくり基本計画」策定について触れ、県民自らが健康づくりに取り組むことが基本だが、障がい者や要介護者、妊産婦や乳幼

児をサポートするための施策をしっかりと盛り込んでいきたいと述べた。



三重県教育委員会・野村 浩次長

野村次長は、歯と口は児童生徒の生きる力を育むための基盤であり、食育の基礎を担うものであると述べ、県条例の趣旨を踏まえて学齢期から健康教育を充実させるとともに、家庭や地域関係機関の理解を得ながら、児童生徒の歯と口の健康づくりを一層充実させたいとした。



津市・前葉泰幸市長

また、開催地である津市の前葉泰幸市長が来賓として祝辞を述べ、津市の健康づくり計画の中でも虫歯や歯周病の予防を含めた取組みを進めたいとの意向を示した。

続いて表彰に移り、歯の衛生週間各種事業（母と子のよい歯のコンクール、よい歯の児童生徒、歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール）、いい歯の8020コンクール、三重県歯科保健文化賞表彰、歯科衛生功労者知事表彰等が行われた。

Panel Discussion

みえ 歯と口腔の健康づくり条例を活かす ～それぞれの提言



コーディネーター

中井孝佳氏 三重県歯科医師会副会長

パネリスト

細野 浩氏 三重県健康福祉部医療政策局長

杉本ゆや氏 三重県議会議員
(三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会副座長)

赤塚俊昭氏 健康保険組合連合会常務理事兼デンソー健康保険組合常勤顧問

羽根司人氏 三重県歯科医師会常務理事

近田紀子氏 三重県歯科衛生士会会長



中井 今年の3月、「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」という三重県民にとって大変心強い、応援

歌のような条例ができた。しかし、この条例は飾っておくだけで役に立つものではない。今日は様々な立場で歯科保健に関わる方々に、この条例をどのように活かして、県民の健康づくりに役立てていけばいいか、いろいろとアイデアを聞かせていただきたい。

三重県における歯科保健の現状について

羽根 表彰式でも紹介されたように、平成24年度の「母と子のよい歯のコンクール」で三重県代表が全国優秀者6組に選ばれた。この10年間で三重

県代表は4回も全国優秀者に選ばれており、誇るべき実績だと思う。しかし、三重県が虫歯の少ない県なのかというと、残念ながらそうではない。

3歳児のDMFT（一人平均の虫歯数）は全国平均に近い数字ながら、12歳児ではここ数年、全国平均より芳しくないデータになっており、22年度では全国でワースト3に入るという憂慮すべき結果になっている。成人においても歯周疾患検診受診者数はまだ少ないのが現状だ。



杉本 昨年8月、歯科口腔保健の推進に関する法律が施行されて以降、いくつかの県で条例づくりが進められてきた。三重県でも条例制定の機運が高まり、各会派から選出された9人の議員による検討会が設置された。私もこれに参加し、副座長を務めた。検討会ではまず、三重県の現状と課題を踏まえた実効性のある三重県らしい施策に結びつくような内容にすることを確認し、県の健康福祉部や教育委員会はもちろん、志摩市、菰野町、紀宝町等の歯科行政の担当者も招いて地域の現状について聴き取り調査を行った。県内の57の関係団体にも意見を求め、特に三重県歯科医師会には中井副会長に二度にわたって参考人としての出席を求め意見を聞いた。パブリックコメントを経てまとまった条例案は3月19日に本会議で可決され、同27日に公布に至った。この条例は、歯と口腔の健康づくりを推進することにより全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とし、基本理念としては▽県民一人一人が自ら取り組むことの促進▽そのための環境整備▽関連機関との連携一等を謳っている。基本的な施策の中では、学齢期以外義務化されていない歯科検診をどう普

及させていくか、特に障がい者や要介護者のための体制作り等が重要だと考えている。また、三重県の条例の特色として、中山間地域の環境整備、災害医療について盛り込まれた点を挙げておく。



細野 今回の条例は、議員の方々の熱い議論を経て制定されたもので、三重県の歯科保健の課題や地域の現状も踏まえて作成されている。県としても条例の基本理念をしっかりと捉え、関係機関と連携して歯と口腔の健康づくりのための社会環境の整備に取り組むべく、歯科の基本計画について策定を進めている。三重県の歯科保健の課題として、まず「子どもの虫歯」が挙げられる。子どものDMFTや虫歯のある子どもの割合等について調べた各種調査を比較すると、1歳6か月児では全国3位という成績を示しながら、3歳児で平均より悪くなり、12歳でワースト3、さらに17歳では治療していない虫歯のある割合が全国で最下位になる等、年齢が上がるにつれて状況が悪化するという結果になっている。県としても、まずは子どもの歯科保健対策を重点課題の一つと捉え、改善に向けて取り組んでいく。乳幼児期には保護者に対する歯科保健指導が大切だと考えており、検診体制の充実を図りつつ、食育支援やフッ化物応用の事業等が効果的に行われるように市町の取り組みを支援していく。学齢期には歯磨き習慣や食習慣が確立する時期であり、家庭や学校での歯科健康教育の充実が重要だろう。併せてスポーツ等の外傷により歯を失うことの予防や児童虐待の早期発見等にも協力して取り組んでいきたい。成人歯科保健については、歯周病が様々な生活習慣病を引き起こすこと、あるいは歯の喪失が健康寿命に

影響を及ぼすということが分かっている。成人の約80%が歯周病にかかっているとのデータもあり、これが一つのターゲットになるだろう。高校卒業後には歯科検診を受ける機会が少なくなるので、定期的な歯石除去など歯周病の予防を進めていくため、今後市町や企業等での歯科検診、歯科保健指導の機会を増やすよう努力したい。また、しっかりと噛むことが肥満予防につながること等、生活習慣病予防に向けた食育支援も行っていきたい。高齢者の歯科保健については、在宅歯科医療の充実を図るとともに高齢者施設での口腔機能向上サービスもしっかりと行っていきたい。障がい者歯科保健については、平成22年に県と三重県歯科医師会、障がい者支援団体の三者が「みえ歯ートネット」を立ち上げ、地域で安心して歯科医療を受けられる体制作りに取り組んでいるところだ。災害時の歯科保健医療体制の整備についても、今後関係機関との連携を取りながら進めていく。



それぞれの提言

赤塚 デンソー健康保険組合は国内で15万人、三重県内に1万5千人の加入者がいる組織で、保険者として様々な取り組みを行ってきた。今回は、①歯科・医科医療費の相関分析 ②歯科検診の費用対効果の検証（被保険者7万人の15年間の追跡分析）について報告したい。①では、まず歯周疾患の有無による年間医療費の差を調べた。これによると歯周疾患のある組合員では、年間の歯科医療費が6,272円増となるだけでなく医科医療費も15,800円増え、両者を合わせれば22,072円増と、全医療費が17%増える結果になっていることが分

かった。60歳以上に限れば歯周病の有無による医科医療費の差は約3万円と、全世代平均1万5,800円の約2倍に拡大することも分かった。続いて歯周疾患と糖尿病との関連についても検証を行い、歯周疾患で歯科を受診している者の糖尿病併発の割合は40歳代から高くなり、50歳代以上では歯周疾患のある人はない人の1.5倍糖尿病になりやすいという結果を得た。②の歯科検診の費用対効果の検証では、15年間歯科検診を実施した会社では未実施の会社に比べて歯科医療費が大幅に減少し、健診費用を加えた支出総額でも増加か横ばいとなった。仮に健康保険組合の支出総額が増えたとしても、加入者のQOLが向上したという結果があれば費用対効果は高かったと考えられる。また、歯科検診実施事業所は年間の医科歯科合計医療費が減少を示しているのに対し、歯科検診未実施事業所では医療費が大幅に増加していた。以上のように検診データ等の分析から定期的な歯科検診受診は組合員の健康維持、QOL向上に貢献していることが確認できた。デンソー健保組合ではこうした検証に基づき、組合員のQOL維持向上と医療費の適正化に寄与する歯科検診を今後も積極的に実施する方針だ。



近田 歯科衛生士にとって、県民の歯と口の健康づくりに寄与できることは大きな喜びであり、また誇りでもある。私たち三重県歯科衛生士会としても、今回の県条例の公布・施行を大変歓迎している。歯科衛生士は予防のためにある職業・資格だからである。現在も県下の北から南まで9つの支部が様々な現場で活動しているが、お母さんのおなかの中にいる赤ちゃんから100歳を超える方々

まで、ライフステージ別に特徴を捉え生涯を通じた切れ目のない歯科保健活動を行うことが大切だと考えている。乳幼児健診での仕上げ磨きの指導から保育園でのエプロンシアターやフッ化物洗口、小学校での自分で歯を守る力を育む取組み等―。一方で元気な高齢者が増えることを願う介護予防教室や「命を救う」とされる口腔ケア等があり、私たちが果たすべき役割はますます大きくなっていると認識している。行政にも歯科衛生士を積極的に活用して欲しいと願っている。



杉本 今回の条例では第11条（基本的施策）の3に学校等におけるフッ化物洗口に関する内容が盛り込まれた。今回の検討委員会で最も議論が集中した部分であり、パブリックコメントもそのほとんどがフッ化物洗口に関するものだった。「積極的に推進すべき」という意見がある一方、「安全性に疑問がある」という意見も相当数見られた。検討会でも賛否両論があったが、十分に議論を尽くし、いろいろな調査も行ったうえで、厚生労働省の見解を踏まえ、条文では「フッ化物洗口等の科学的根拠に基づく効果的な歯科保健対策推進、並びにフッ化物洗口を行う場合における助言及び支援に関すること」という記述でまとめた。フッ化物洗口は強制するものではなく、ブラッシングや生活習慣改善等の取組みも重要であることも確認している。今後、学校等では条例制定をきっかけに、もう一度子どもたちの歯や口の状態を学校と地域や保護者がしっかりと確認し、課題を共有することが大切だろう。

細野 県民が歯と口腔の健康を保って、何でも美味しく楽しく食べることができて、一生健康な生

活を送れるようにする―、そのためには保健・医療・教育等に関わる様々な機関がそれぞれの役割を果たし、連携を取っていくことが必要だ。県がそうした連携の中心となって必要な施策を進めていくが、そこでの大きな課題として「健康格差の減少」が挙げられる。県内でも南勢・志摩地域や東紀州地域で虫歯が多いという傾向があり、すでに健康格差は存在している。南勢・志摩地域では成人で糖尿病予備軍が多いことや東紀州では子どもの肥満が多い傾向がある等、単に虫歯が多いということだけではなく、地域の生活スタイルに原因があるとも考えられる。こうした地域の健康格差の減少に向けて、課題を明らかにし、社会環境の整備を行い、虫歯や歯周病の予防、口腔機能の維持向上、歯科検診や歯科医療を受けにくい方たちへのアプローチ等、各地域で効果的な歯科保健サービスが提供できるようにしていかななくてはならない。

羽根 今年の7月に歯科口腔保健の推進に関する基本的事項が厚生労働大臣から発表された。そこでは平成34年の目標値が定められている。▽過去1年間に歯科健康診査を受診したもの：20歳以上で平成34年65%（平成21年34.1%）▽障がい児（者）入所施設での定期的歯科検診実施率：平成34年90%（平成23年66.9%）▽介護老人福祉・保健施設での定期的歯科検診実施率：平成34年50%（平成23年19.2%）▽12歳児の一人平均う歯数1.0未満である都道府県の増加：平成34年28都道府県（平成23年7都道府県）等である。特に気になるのが「12歳児の一人平均う歯数1.0未満である都道府県の増加」という目標だ。「平成34年の12歳児」とは今年か来年、保育所に入る年齢に当たる。つまり、今から手を打たないとこの目標を実現することはできないということになる。三重県としての目標値は今後の計画策定の中で設定されていくと思うが、ここに示された10年先の目標も意識しながら、県内の歯科保健に関わる方々と協力していきたい。

（広報編集委員・井上 博 記）

晴れの受賞者の方々

母と子のよい歯のコンクール



最優秀：岩谷杏美さん・春花さん

よい歯の児童生徒



最優秀：谷川智洸君

母と子のよい歯のコンクール三重県審査で最優秀に選ばれた岩谷杏美さん・春花さん親子は全国審査でも6組の優秀者に選出され、10月27日(土)に青森県で開かれた第33回全国歯科保健大会で表彰されました！



歯・口の健康に関する 図画・ポスターコンクール

最優秀

海上心菜さん（写真中央）

伊左治史佳さん（写真左）

岩崎日花里さん（写真右）



小学生低学年の部で三重県の最優秀に選ばれた海上心菜さんは全国審査でも優秀賞に選ばれました！

いい歯の8020表彰

三重県知事表彰



小倉サツヨさん



白樫寛一さん

三重テレビ放送表彰



石崎一三さん・操さん



池下宗一さん・季子さん

歯科保健文化賞表彰

津市学校保健会

歯科衛生功劳者知事表彰

浅野年嗣先生／岩崎 均先生
矢谷憲一郎先生／平井憲隆先生
(P. 13参照)



Congratulations!

表彰

2012

厚生労働大臣表彰

峰 正博先生（伊賀）



峰 正博先生は10月27日(土)に青森県で開催された第33回全国歯科保健大会の席上、厚生労働大臣表彰を受賞されました。

昭和63年から三重県歯科医師会の理事・常務理事・専務理事・会長を歴任し、創設期の障害者歯科センターの体制作りに取り組んだのを始め、三重県地域8020運動推進協議会の設置、介護予防モデル事業及びフッ化物洗口推進モデル事業の創設、「みえ歯ートネット」の設立等、県内の歯科保健に関して数々の功績を挙げ、今回の受賞となりました。

現 三重県歯科医師会会長

日本歯科医師会長表彰

辻 哲先生（桑員）



辻 哲先生は10月27日(土)に青森県で開催された第33回全国歯科保健大会の席上、日本歯科医師会長表彰を受賞されました。

平成12年から三重県歯科医師会の理事・常務理事を歴任し、地域医療を担う歯科医師等が常に研鑽に務めるべく、関係機関や各種学会等と連携した学術研修事業に力を尽くし、県民の健康に寄与する質の高い歯科医療を提供することに貢献され、今回の受賞となりました。

現 三重県歯科医師会常務理事

文部科学大臣表彰

柘植敏生先生（四日市）



柘植敏生先生は11月8日(木)に熊本県で開催された第62回全国学校保健研究大会の席上、文部科学大臣学校保健及び学校安全表彰を受賞されました。

永年にわたり学校歯科医として地域の歯科保健の向上と普及に貢献された他、三重県歯科医師会の理事・常務理事を歴任し、第一大臼歯の重要性についての知識を啓発する「歯のパスポート」配布に関わる等、口腔衛生知識の向上に大きな功績を挙げ、今回の受賞となりました。

元 三重県歯科医師会常務理事

三重県 歯科衛生功労者 知事表彰

11月11日(日)、三重県文化会館中ホールで開催された第17回三重県歯科保健大会の席上で表彰が行われ、浅野年嗣先生、岩崎均先生、矢谷憲一郎先生、平井憲隆先生が受賞されました。

浅野年嗣先生（四日市）



四日市歯科医師会会長として、「たんぽぽ運動」等の歯科保健活動の指揮を執る等、地域における歯科保健活動の普及に貢献され、今回の受賞となりました。

岩崎 均先生（津）



三重県歯科医師会理事として歯科保健に尽力された他、現在も障害者歯科センターで歯科治療に従事し、障がい児(者)の健康の保持増進に貢献され、今回の受賞となりました。

矢谷憲一郎先生（伊賀）



三重県歯科医師会公衆衛生委員として様々な歯科保健教材の作成等に関わった他、現在も伊賀歯科医師会会長として地域の歯科保健推進に貢献され、今回の受賞となりました。

平井憲隆先生（南紀）



旧紀宝町の歯科保健プロジェクトチームの委員を務めた他、同町における歯科保健事業の推進に多方面から貢献され、三重県熊野保健福祉事務所の推薦により受賞となりました。

三重県 学校保健功労者 表彰

11月22日(木)、白山総合文化センターで開催された第56回三重県学校保健安全研究大会の席上で表彰が行われ、本会からは中村博司先生、富嶋正実先生が受賞されました。

中村博司先生（桑員）



永年にわたり学校歯科医として児童生徒のう蝕予防に貢献されるとともに、歯科医師会役員として地域の歯科保健活動に力を尽くされ、今回の受賞となりました。

富嶋正実先生（伊賀）



永年にわたり学校歯科医として児童生徒のう蝕予防に貢献されるとともに、歯科医師会役員として地域の歯科保健活動に力を尽くされ、今回の受賞となりました。

平成24年度 第1回学術研修会

平成24年10月28日（日）

三重県歯科医師会館

欠損歯列のリスク・欠損補綴のリスク ～長期経過症例から学んだこと～

東京歯科大学・宮地建夫臨床教授



10月28日（日）、平成24年度第1回学術研修会が開かれた。今回は東京歯科大学・宮地建夫臨床教授を講師に招いての「欠損歯列のリスク・欠損補綴のリスク～長期経過症例から学んだこと～」と題した一日コースで、県内外から100名を超える聴衆が集まった。講演では欠損歯列を病態としてとらえる必要性が説かれ、長期経過症例を振り返ることで時間軸も加えた考察が展開された。欠損歯列評価の指標として宮地先生の代

名詞ともいえる「咬合三角」はもちろん「歯の生涯曲線」や上下の歯数バランスを評価する「欠損ダイヤ」等が紹介され、Cummerの分類を用いて欠損のパターンが変化する過程を「コース」としてとらえる考え方と、重症化を回避し臨床的に許容できる方向に導く「コースコントロール」のあり方が示された。オーバートリートメントにならず、かつ必要な時期に必要な介入を行うという欠損歯列の治療方針を考えるうえで非常に参考になる有意義な講演会となった。

■ はじめに

欠損歯列にはそれを放置することによって生じるリスクと、欠損補綴を行うことによって抱え込まざるを得ないリスクがある。そうした欠損歯列・欠損補綴の難しさについて私の臨床経験を通して述べてみたい。長期症例を供覧することで若い臨床家の役に立てればと考えている。

開業直後にある難症例に出会った。初診時60歳

の男性で、下顎両側に装着された延長ブリッジがだめになって来院。すでに上顎前歯部も喪失している、いわゆるすれ違い咬合であった。その後、20年以上にわたり苦心惨憺しながらお付き合いすることになるのだが、この症例から大変多くのことを学ばせてもらった。最初は当時紹介されたコーヌスクローネの義歯を作製したのだが、咬合採得やゴシック・アーチ描記の時点で咬合床や基礎床が安定しづらく、コーヌスに十分な維持力を

与えられなかったこともあり、完成義歯の結果は芳しくなかった。調整を繰り返すも奏功せず、1年後には下顎を通常の歯冠修復とIパークラaspに変更した義歯を新製。その後も下顎前歯部切縁を被覆するレストを与える等、様々に工夫したものの義歯の回転沈下を止めることができず、顎堤の吸収とリベースを繰り返した。当初は否定した延長ブリッジを再び試した時期さえあったが、最終的には上下顎とも残存歯を全て内冠として取り込んだオーバーデンチャーとなり現在に至っている。これがすれ違い咬合の難しさについて身をもって知った症例だった。

■ 欠損歯列をみる目

1970年代までの欠損補綴の教科書と言えばIパーやコーヌスクローネ等の「装置」を中心に書かれたものがほとんどだった。しかし、1980年に出た『欠損歯列の補綴』（Eugen Frohlich、Erich Korber著／藍稔訳）では、本来治療手段であるはずの装置が「思考と行為の中心」となっていることが批判され、口腔内の問題点を診断する「欠損歯列の病理学」が先行すべきであると説かれていた。これが、病理としての欠損歯列と治療手段としての欠損補綴を明確に区分して考えるきっかけになった。

欠損歯列の病態レベルについても、最初は「どれくらい歯が失われたか」で表されると思っていたが、臨床経験を重ねる中で咬合支持がどれくらい失われたか（＝咬合支持がどの程度損傷しているか）が重要であり、それが病態のレベルを示すのだと考えるようになった。

また、欠損歯列の臨床像は多様であると思われるっており、それゆえに様々な分類が試みられるのだが、別の視点で見ればその多様性は一つの病態が連続して変化していく過程のある断面に過ぎないとも言える。そうした見方をするることにより、現在の病態レベルを診断するだけでなく将来予測が可能になることにも気が付いた。連続した病態に対してはそれが変化していく過程を「コース」としてとらえるという考え方があり、欠損歯列の治

療にも当てはめることができるのだ。欠損歯列をコースとしてとらえることにより「欠損歯列が重症化するのを回避する」ことを一つの治療目的にするようになった。

咬合が安定していれば長期に安定した状態が継続するが、ひとたび臼歯部の咬合が崩れ始めるとその結果として前歯部が崩れ、やがて坂道を転がるようにすれ違い咬合へ向かってしまう。こうした重症化に向かう欠損歯列の状態を定量化して把握するために考案したのがX軸を歯数、Y軸を咬合支持数としてグラフ上にプロットした「咬合三角」（図1）である。これにより残存歯数が10以上で咬合支持数が4以下である場合が難症例（＝咬合崩壊エリア）と見なすことができることが明らかになった。咬合崩壊エリアに突入してからの治療は非常に難しい。その手前の咬合欠陥エリアで危険が迫っていることを察知できれば、咬合崩壊に移行することを食い止める、つまり「重症化を予防する」ことにつながる。

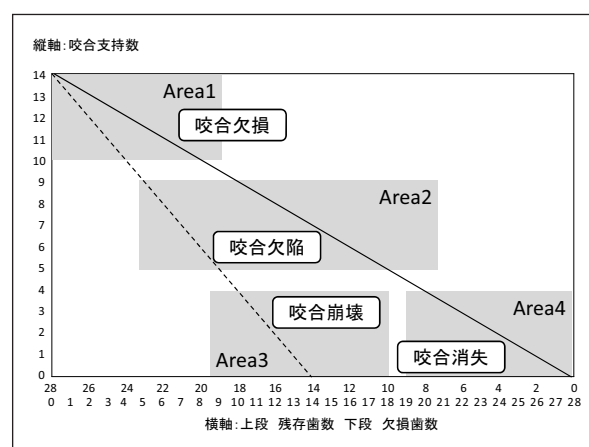


図1 咬合三角

Kennedyの分類やEichnerの分類は、欠損状態のレベル等を把握するには非常に有効な分類であるが、連続した病態が変化する過程＝コースを見ている訳ではない。「コース」を読むには「咬合三角」に加え「Cummerの分類」「歯の生涯図」等の指標を組み合わせる。

「咬合三角」を用いた症例分析では「歯数が同じなら支持の多い方が条件がよい」「支持が同じなら歯数が少ない方が条件がよい」ということも分かった。咬合維持が減少しても歯数があまり減

らない場合、余分な歯は加圧因子となって義歯や顎堤にダメージを与えるため咬合三角の左側を急激に下るコースをたどりやすい。逆に咬合支持を維持したまま歯数が減少していく場合には、咬合三角の右側を緩やかに下る、臨床的には対応が容易なコースになる。

「Cummerの分類」(図2)は歯列を左右臼歯と前歯の3ブロックとし、上下顎の6つのブロックで64通りの歯の喪失パターンを表したものである。これを応用すると「コース」がイメージしやすくなる。イメージができれば欠損歯列の変化を臨床的に許容できるコースへ導くためにはどのような介入が必要かを考えることができる。

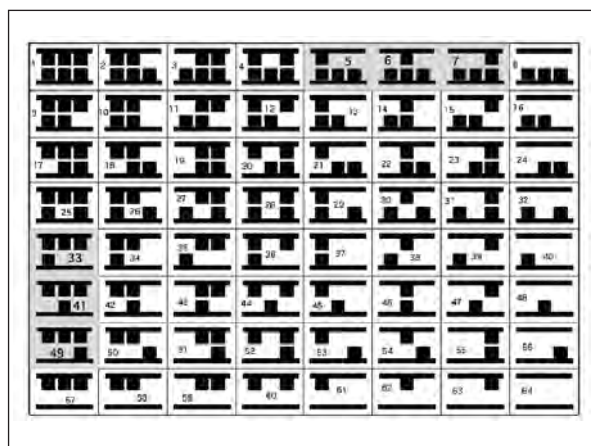


図2 Cummerの分類

「歯の生涯図」とは年齢による現在歯数の変化をグラフにしたものである。当初は自院の患者データを元に作成したが、後にまとめられた東京都のデータと大きな違いはなかったので、それぞれの都道府県のデータを用いればよいと思う。年齢による現在指数の平均値と比べることで目の前の患者の歯の喪失スピードを判定することができる。

■ 欠損補綴をみる目

咬合支持数が10を切った咬合欠陥エリアでは、患者の自覚症状は乏しいため上顎前歯がどの程度ダメージを受けているかを把握することが極めて重要だ。上顎前歯口蓋側の咬耗やフレアアウト等の兆候があれば咬合崩壊エリアへ一気に進む可能性が高くなる。

臼歯部の咬合欠陥により上顎前歯部の正中離開

が生じているような症例では前歯部が保護できないとすれ違い咬合へと移行してしまうが、しっかりと再建ができれば崩壊の兆候だった正中離開が消失することも観察できる。強固な咬合再建ができるかどうかは受圧条件の良否に左右される。受圧条件とは歯列内の歯の配置であり、中間歯欠損は受圧条件が良く強固な再建が可能だが、遊離端欠損では受圧条件は悪く強固な再建は望みにくい。

上顎の臼歯部を失った症例では前歯を保護したいわけだがこれが非常に難しい。補強を意図した固定法としてクラウンブリッジによる一次固定とコーヌス義歯による二次固定があるが、私の臨床では二次固定を応用して長期に機能している症例が多い。一次固定は装着当初は患者にも喜ばれるのだがトラブルが生じた際に「二の矢を継ぐ」のが難しいことが臨床家としてはつらいところだ。

咬合欠陥に対し欠損補綴を行い、咬合再建を果たしたとしても実は欠陥そのものはなくなったわけではないので、そのツケはどこかに回っていく。それが欠損補綴のリスクである。最初は義歯が破損するかもしれない。それを避けるために義歯を強固な構造に変える。すると次は支台歯にトラブルが生じる。遊離端欠損等では顎堤吸収が不可避でありリベースが必要になる可能性を考えておかなければならない。欠損補綴はこうしたトラブルにある程度パターンがあり予測可能なので、必要に応じ対策を講じておくことや患者に説明しておくことが大切になる。

一方で、咬合支持数が10以上残っている咬合欠損レベルの場合は積極的に補綴介入する必要性は薄いかもしれない。40歳代以上の平均喪失歯数の調査では咬合支持数が10以上ある場合はそれより小さい場合と比較して喪失歯数はかなり少なくなる。患者が咀嚼障害を訴えている場合は、咬合の回復ではなく咀嚼機能の回復を意図した義歯を作製すればよいだろう。

冒頭に示したようなすれ違い咬合を難症例たらしめていたのは「支持・受圧・加圧」の三重苦だったが、欠損歯列の診断手順とはこれらの要素をどのように診ていくかということでもある。

咬合支持のレベルの把握は、歯列全体の咬合支持を診る咬合三角や臼歯部の咬合支持を診るEichnerの分類が指標になる。終末像にどこまで近づいているかを示す悪化度と考えてもいい。一方の中間欠損か遊離端欠損か、顎堤の状態はどうかといった受圧条件はKennedyの分類が参考にできる。こちらは術者にとっての補綴後のトラブルを左右する難易度を示すと考えられる。前者を「咬合欠陥を放置した時のリスク」＝欠損歯列のリスク、後者を「補綴後処置後のトラブル予測」＝欠損補綴のリスクととらえてもいいかもしれない。臨床的にはこの二つが重なった時に「重症」「難症例」になるので、咬合支持のレベルがかなり悪くなっていたとしても受圧条件が良ければ対応しやすい場合がある。コースコントロールを図ることでそうした状態に導くことを目指したい。



繰り返しになるが欠損の評価に関わる用語について整理しておく。歯数については、上下顎に分けて考える場合もあるが私は智歯を除いた上下の合計で指標としている。「歯の生涯図」の紹介でも述べたように、年齢と歯数を比較することによって欠損の進行速度を読むことができる。咬合支持の有無は上下同名歯が存在するかどうかで決める。実際には歯と歯の接触の様子は多様だがスクリーニングのために単純化して考えている。そして歯数に対して咬合支持がどれくらい残っているかを評価する。受圧条件はKennedyの分類で示すことができるが、顎堤のヴォリューム等やX線画像から読み取れる顎堤の強さ等も含めて考えたい。義歯がどれくらい安定するかはこれによって読み

取る。加圧因子とは遊離端欠損の対合歯のことを指し、そこに義歯が装着された時に顎堤吸収という為害作用を及ぼすためにこう呼んでいる。

上下の歯のアンバランスとそのリスクについて評価するための「欠損ダイヤ」についても紹介しておく。これまで、下顎が安定している一方で上顎の歯が次々に失われるという症例をいくつも経験してきた。これを「上減の歯列」と名付け、Cummerの分類を用いて自分の過去の症例を分類し、喪失パターンの変化を比較検討したところ、下顎よりも上顎の歯がより多く失われ、歯数差が拡大していくグループが存在した。こうした症例の流れを早期に掴むことができればコースコントロールに役立つかもしれない。そこで考案したのが欠損ダイヤである（図3）。歯の喪失過程をこの図にプロットすることで歯数の偏在状況や喪失進行パターンを視覚的に把握する一助になるのではないかと考えている。

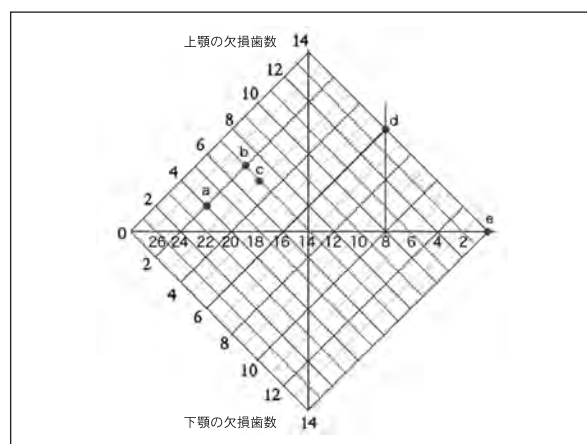


図3 欠損ダイヤ

これまで「咬合三角」「歯の生涯図」「欠損ダイヤ」等を考案、紹介してきた。この3つのグラフは、欠損歯列の診断だけでなく20年、30年と経過した後に、その症例がどういうコースを辿ってきたかという事後評価にも使えるのではないかな。装着した義歯の設計が正しかったのか、正しくなかったのかを、グラフを用いてコースを読むことにより判定していく。そうした評価を繰り返すことで有効なコースコントロールの方策が見出せるのではないだろうか。

(学術委員・米本和顕、萬代慶太 記)

マウスガード講習会

平成24年9月30日（日）

三重県歯科医師会館

質の高いマウスガードの作製法を実習で学ぶ

9月30日(日)、マウスガード講習会が開かれた。昨年制定されたスポーツ基本法に「歯学」という文言が盛り込まれ、スポーツ分野への歯科の貢献に期待が高まっているが、マウスガードについては一部で適合が不十分な既製品が使用されていることも懸念される状況にある。今回の講習会は歯科医師だからこそ提供できる、咬合にも配慮した質の高いカスタムメイドマウスガード作製のための正しい知識と技術の普及を目的として企画された。当日は台風17号が東海地方に接近する大荒れの天候となったが、会場には多くの受講者が参集した。

講師にはこの分野の第一人者である日本スポーツ・健康づくり歯学協議会の杉山義祥会長に加え、かながわスポーツ・健康づくり歯学協議会の嶋村理事長・柴田常務理事・羽田理事を迎え、午前中は杉山会長によるオーラルアプライアンス全般の歯科活用についての講義、午後は人数を30名に絞ってスポーツマウスガード等の作製の実習が行われた。マウスガードのみならず咬合拳上副子やナイトガード、睡眠時無呼吸症候群のスリープスプリントを含め、実際の勘所等について詳しく説明を受けることができ、有意義な講習会となった。

（理事・林 尚史 記）



歯医者さんが来てくれる

「訪問診療可能歯科医療機関」への掲載について



三重県歯科医師会では訪問歯科診療の普及を進めるため、ホームページに訪問歯科診療が可能な歯科医療機関についての情報を掲載しています。

新たに掲載希望の会員は、三重県歯科医師会事務局までご連絡下さい。

公益社団法人 三重県歯科医師会
〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2
TEL 059-227-6488



みえ歯ートネット



協力歯科医院について

「歯科治療を受けたいけれど、障がいがあるので不安……」、そんな方たちのために、地域の歯科診療所と三重県障害者歯科センターが手をつなぎました。みえ歯ートネットは、障がいのある方が安心して歯科治療を受けていただくためのネットワークです。

三重県歯科医師会では会員を対象にみえ歯ートネット協力歯科医院への登録を受け付けています。登録を希望する方は、三重県歯科医師会事務局までご連絡下さい。

【登録するとどうなるの？】

- ① みえ歯ートネットホームページで、「歯科医院名・所在地・電話番号」を公開します。
- ② 障害者歯科センターとの連携を行い、障がいのある患者を相互に紹介し、患者の歯科受診の利便性を図ります。
- ③ 地域の障がい児(者)福祉施設から歯科保健指導等の依頼があったときに、担当をお願いします。





みえ歯ートネット通信

<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/>

from

障害者歯科センター

第4回みえ歯ートネット研修会

岡崎好秀先生が、
「子どもが泣くのを予防する」 歯科治療を解説



11月3日(土・祝)、三重県歯科医師会館で「第4回みえ歯ートネット研修会」が開催されました。今回は岡山大学病院小児歯科の岡崎好秀先生に「私の出会った子どもたち～明日から役に立つ障害児の歯科診療～」というテーマで講演していただきました。

岡崎先生は笑顔で歯科の診療室にやって来た子どもが、帰る時には泣き顔になってしまっていることを「子どもの心に借金をしている」状態だと表現します。借金をしていると、次に来院した時にその子どもはもっと泣いてしまうし、それが続けば次第に手がつけられなくなり、やがて来院しなくなってしまう。逆に治療直後には泣いていたとしても診療室を出る時には笑顔になっているよ

うできればどうか。これは「子どもの心に貯金をしている」状態になり、貯金をしていれば、次に来院した時には今よりも泣かなくなり、長く通院してくれるようになっていく。この日の講演はこうした関係を築いていくためのヒントが様々なちりばめられた内容となりました。

小児歯科治療の専門家である岡崎先生の元には「泣いている子どもを治療するにはどうすればいいか」という質問が多く寄せられると言います。そこで岡崎先生が説くのは「まず、泣かせないようにする」ということ。子どもが泣くのにはその原因があるのだから、その原因を取り除くよう努めること一、つまり「泣くことの予防」を心がけることです。

歯科治療で子どもが泣く原因の一つはもちろん痛みです。痛みのコントロールは▽薬理的なコントロール(＝麻酔等)▽心理学的なコントロール(＝信頼関係があれば痛みの閾値が上がる)▽生理学的なコントロール(＝体調等)一があります。薬理的なコントロールは歯科医師しか行えませんが、心理学的なコントロールや生理学的なコントロールはコ・デンタルスタッフを含めたチームで対処することが可能です。

生理学的なコントロールの一つとして特に服装への配慮も取り上げられました。曰く「泣きの服装3点セット」。オーバーオール、タートルネック、厚手のジャンパーは子どもが泣きだす可能性が高まると言います。こうした服装が子どもの体を圧迫し、深い呼吸を妨げるからです。「泣きの呼吸」は浅く、不規則で、速いのが特徴であり、「泣きの予防」のコツは「深く、規則的に、ゆっくりと」呼吸させることにあるとも言えます。そ

のためには窮屈な服装は不利であり、上着を脱がせてあげたりボタンを一つ外したりするだけで子どもたちは楽になるそうです。

歯科の治療中にどうやって呼吸したらいいのかは大人であっても戸惑うことなので、低年齢児や障害者では、まず歯ブラシを使った介助磨きで呼吸の仕方を訓練しておくことも有効であるようです。

(理事・杉原信久 記)

第29回日本障害者歯科学会総会及び学術大会

9月29日(土)・30日(日)の両日、札幌コンベンションセンターで第29回日本障害者歯科学会総会及び学術大会が開かれ、三重県歯科医師会障害者歯科センターからも8名のスタッフが参加しました。この学会は例年、歯科医師や歯科衛生士だけでなく、関連多職種や患者会関係者も参加し活況を呈しています。演題も多岐にわたり、参加するに当たっては事前にしっかりと計画を立てておく必要があるほどです。

今回注目した「各地域における障害者歯科ネットワーク～行政・歯科医師会・大学の連携～」と題されたシンポジウムでは、基調講演として北海道・愛知県・埼玉県の障害者歯科ネットワークの取組みが紹介された他、北海道自閉症協会から

「自閉症児・者の歯科医療受診と障害者歯科ネットワークへの期待」と題した講演が行われました。今回の開催地でもある北海道は、九州と四国を合わせたよりも広い面積があります。だからこそ身近な地域で歯科医療が受けられる体制整備やネットワーク作りは一層切実な課題となっており、知事選挙の公約に取り上げられるほどだそうです。現在、北海道と北海道歯が行っている共同事業では障害者歯科診療について知事指定の「協力医」が設けられており、5年間の更新制度を含めた協力医養成研修のあり方は「みえ歯ートネット」としても大変参考になるものでした。

(障害者歯科センター長・齋藤 弘 記)

障害者歯科センター診療状況

10月

診療日	8日
診療担当者	常勤1名、非常勤4名 内訳・会員2名、大学2名
延患者数	145名

11月

診療日	8日
診療担当者	常勤1名、非常勤4名 内訳・会員2名、大学2名
延患者数	128名

平成24年度 BLSヘルスケアプロバイダーコース

平成24年10月14日（日）

三重県歯科医師会館

本会においてAED使用講習会を始めてから10年以上が経過した。AEDの存在も多く市民に認知され、至る所に設置されるようになった。平成23年12月現在、国内のAED設置台数は38万3,247台に及ぶという（厚生労働科学研究より）。一方で、消防庁の調査では、08年に心筋梗塞等で患者が心肺停止した6万3,283件のうち、病院以外の一般市民の前で起きたケースは2万769件。このうち、ほぼ半数の9,970件で市民により心肺蘇生がなされていたが、AEDが使用されたのは429件（2.1%）にとどまっていた。05年の46件に比べると10倍近く増えたが、まだまだその使用率は低い。



三重県歯科医師会会員の歯科診療所でもAEDの設置が約40%に達し普及は進んでいる（平成23年度三重県歯・歯科医療実態調査より）。もちろんAED使用という事態に遭遇しないですめば一番良いのだが、万が一に備えてその使い方を訓練しておくことが必要だ。特に歯科診療所では幼児から高齢者まで様々な年齢層の患者が来院しており、麻酔薬等の使用により、体調に変化を来すような可能性も高いと思われる。もし目の前で患者に異変が起きた時、さらにそれが小児だったとしたら私たちは何ができるかを考えてみて欲しい。



そのような思いから、今年度は従来のAED講習会から全ての年齢層の傷病者への救急に必要な知識とスキルについて学習するBLSヘルスケアプロバイダーコースへとレベルアップを図り、受講対象者も医療従事者に限定した。当日は三重大学の救命救急治療班を中心としたAHA三重トレーニングサイトのインストラクターの指導の下、腕が筋肉痛になるほどCPRの訓練を繰り返し、7時間にわたる講義と実習の結果、参加者21名全員が実技試験・筆記試験に無事合格し、笑顔で終了することができた。



しかし不測の事態はこうした研修を受けた者を選んで起きるわけではない。来年度以降もより多くの会員が受講していただけることを切に願う。

（理事・桑名良尚 記）

平成24年度 歯科衛生士復職支援講習会

平成24年10月21日（日）

ユマニテク医療福祉大学校



県内の歯科衛生士不足対策の一環としてスタートした歯科衛生士復職支援講習会。22年度の県立公衆衛生学院（津）、23年度の伊勢保健衛生専門学校（伊勢）に続いて、今年度はユマニテク医療福祉大学校（四日市）での開催。これで県下歯科衛生士養成校を一巡したことになる。当日は歯科医療の現場から離れている歯科衛生士9名が参集。中には離職期間が20年に及ぶ参加者もあった。

午前中は、辻（哲）常務理事と林理事による歯科衛生士の現状と最近の歯科治療についての講義。近年の歯科医療現場ではインプラントの普及やCT等の新しい診断器械の導入が進んだものの、基本的な業務に大きな変化はなく、復職は困難でないと激励した。午後はユマニテク医療福祉大学校の専任講師4名によりマネキン実習や診療ユニットを使用しての相互実習が行われた。当初は

久し振りに持つインスツルメントに緊張したのかぎこちない様子が目立ったが、マネキンでの練習をこなし、相互実習に移る頃には以前身につけた感覚がよみがえってきたのか歯科衛生士らしい動きが見られるようになってきた。講習終了時には相応に自信も取り戻せたようで、多くの受講者が求職票を提出していった。近い将来、彼女たちが歯科医療の現場で活躍することを期待したい。

今回の受講者の中には、卒直後に勤めた職場を1年で辞めた歯科衛生士もいた。様々な事情があったのだろうが、国家資格を持ちながら歯科医療の世界から離れる者がいるのも事実。こうした人材を本事業を通じて復職へと導ければと思う。同時に私たちも事業主として、従業員ができる限り継続して働ける環境を整備していきたい。

（理事・桑名良尚 記）

平成24年度 社会保険指導者研修会

平成24年10月1日（月） 東京・九段下 日本教育会館

24年度新設の周術期口腔管理、チーム医療について研修



10月1日（月）、東京・九段下の日本教育会館において日本歯科医師会・厚生労働省の共催による社会保険指導者研修会が開催され、田所副会長、大杉常務理事、辻（孝）理事、稲本理事、前田理事が出席した。この研修会は都道府県歯科医師会社保担当者の他、全国の支払基金及び国保連合会の審査委員や歯科系技官等が一堂に会する行事で、毎年秋に日歯及び厚労省担当者の講演と学術研修を主体として実施されている。今回の研修では平成24年度診療報酬改定での周術期口腔機能管理料の新設を受けて、千葉・東京・山梨での周術期口腔機能管理や医科歯科連携の取組みについての報告が行われた。

挨拶

主催者を代表して厚労省からは木倉敬之保険局長が登壇し挨拶。国民の高齢化に伴い医療を取り巻く環境が厳しくなる中、24年2月に閣議決定された社会保障と税の一体改革大綱において医療サービス提供体制の見直しの方向性が示され、これを受けて診療報酬改定でも「チーム医療の推進」・「在宅歯科医療」の重点的評価を行ったと述べた。

歯科診療報酬に新設された「周術期口腔機能管理料」については、チーム医療推進の一環として包括的な口腔機能管理の評価を行ったものであり、今後もチーム医療や在宅歯科医療を推進することで高齢者や有病者に対する歯科医療の充実に向け

て努力していきたいとした。

続いて日歯・大久保満男会長が挨拶に立ち、「社会保障とは18～19世紀のヨーロッパでは国民を統治する手段であったが、現代では国家が存続するために最も大切な社会的基盤であり、特に医療に関しては国民の生命と健康を守る重要なものである」と述べ、経済格差が健康格差に繋がらないようにすることが重要であるとの見解を示した。また、今回の改定でチーム医療・在宅歯科医療が評価されたことを受けて、「私たち歯科医師が国民にどのような医療を届けることができるかをしっかり考えていかなければならない」と呼びかけた。

講演

講演では「最近の社会保険を取り巻く状況について」と題して、日歯・堀 憲郎常務理事と厚労省・田口円裕歯科医療管理官がそれぞれ講演を行った。

堀常務理事は「超高齢化社会における歯科医療の役割と周術期口腔機能管理」と題し、①平成24年度診療報酬改定に関する認識 ②周術期口腔機能管理について ③歯科医療の将来と歯科医師の地位向上に向けて一について述べた。まず24年度診療報酬改定がプラス改定であったことに触れ、これは安定した医療供給体制の確保のために行われたものであり、あくまでも国民のためのプラス改定であったことを全歯科医師のコンセンサスとしたいとした他、▽算定要件の緩和ではなくあるべき扱いにした▽個別評価の引き上げはあるべき評価からまだかけ離れている▽カルテ記載の簡素化は、要件であるにかかわらず必要な事項は歯科医師の判断で記載する一が歯科としての認識であると付け加えた。周術期口腔機能管理料については「管理の内容が完全に確定したわけではなく、議論の余地のある内容であるにもかかわらず

診療報酬の中に位置付けられたことは画期的である」との評価を示した。周術期口腔機能管理料の算定要件で研修が努力義務にとどまっていることについては、こうした管理を普及させたいとの意図から高いハードルを設置することが避けられたと説明。一方で質の確保も重要であることから、今後さらなる議論が必要とした。

田口歯科医療管理官は、従来は改定ごとにその方針や課題が審議されていたが、平成24年度診療報酬改定では、超高齢化社会を見据えた内容になったと総括。今後も将来のイメージを描きながらそれを達成するまでのプロセスについての議論が必要であると述べた。そのうえで今改定では「チーム医療の推進や在宅医療の充実等」「生活の質に配慮した歯科医療の適切な評価」を重点的に対応したとし、周術期口腔機能管理については、従来とは異なる機能回復に着目した口腔機能管理を、高齢者等に対してどのような形で提供し、どのように評価するかについては、今後も引き続き検討していく姿勢を示した。

研修・周術期の口腔機能管理（チーム医療）について

大学病院における口腔機能管理

千葉大学医学部附属病院歯科・顎・口腔外科 丹沢秀樹部長

丹沢氏は大学病院における口腔機能管理でのチーム医療の重要性について講演。まずHIV患者の対応を例に挙げ、口腔内の治療を行う場合にはHIVを管理している科との連携が必ず必要であり、双方向で情報を交換することが重要であることを述べた。また、悪性腫瘍患者において約6割が基礎疾患を有しており、その基礎疾患ががん治療の妨げとなっている場合も少なくないことを指摘。呼吸器疾患、腎機能障害、循環器疾患、精神疾患を有する口腔がん患者の症例を示し、それぞ

れ口腔内処置時の注意点と他科との連携の重要性を述べた。最後に口腔ケアを施行することにより、平均在院期間・手術後抗菌薬平均投与期間等が減少していることを強調し、口腔ケアとは「口腔の疾患予防・健康維持・増進、リハビリテーションにより、QOLの向上を目指した科学である」「単なる予防法にとどまらない」「口腔機能不全症の治療法である」「その効果は、治療前・後ともに認められる」「特に、回復・治癒を早める治療効果がある」とまとめた。

周術期の口腔機能管理（チーム医療）について

東京都立駒込病院歯科口腔外科 茂木伸夫部長

茂木氏はがん患者の口腔ケアとは誤嚥性肺炎の予防と口腔粘膜炎の予防であるとし、さらに周術期の口腔機能管理は全身のケアに繋がると述べた。口腔ケアを行うことで平均在院日数が減少し、医療費も軽減することができると報告した。周術期の口腔機能管理をチーム医療として行うには、従事する医療者全体の共通の認識・共通のツール・共通の評価法が必要であるとし、駒込病院で使用しているツールや評価法を紹介した。共通の認識

として、口腔は人体の最先端である（口腔細菌の増殖は多臓器への赤信号である）ことを示し、口腔細菌のコントロールが口腔ケアであると述べた。

さらに、駒込病院のような急性期病院では在院日数の短縮と化学・放射線療法の外来通院を推奨しているため、周術期口腔機能管理を一般診療所で実施する体制へと移行しつつあることも報告された。

歯科のない病院と地域歯科医師との医科歯科連携

山梨県歯科医師会山梨口腔保健センター 中村弘之部長

中村氏は平成20年に近隣の開業歯科医師（11歯科診療所）とチームを組み、地域中核病院（180床）と連携のシステム化を図った訪問診療形式での口腔ケア支援を開始した。4年が経過したところで紹介を受けた患者が100名を超え、専門的口腔ケアの効果を病院側も認識するようになったという。22年には中核病院の中にOCT（oral care team：歯科医師は入っていない）が立ち上げられ、このチームが病棟回診で口腔ケアの必要な患者をピックアップし、患者への説明を行い同意を得たうえで協力歯科医院に依頼するシステムが構築された。訪問口腔ケアの認知度はまだまだ低いが、

実際にケアを受けた患者からの評価は高く、退院後も約40%の患者を居宅療養管理に円滑に移行できたという。

こうした実績を踏まえ、地域中核病院と地域歯科医院との密接な協働が、シームレスな在宅医療連携に有用であるとし、急性期からのオーラルマネジメントにはかかりつけ歯科医師こそ積極的に参加すべきであり、地域中核病院との密接な医療連携は在宅歯科診療のみならず、これからの歯科診療所における有病者歯科診療に不可欠であると締め括った。

今年の社会保険指導者研修会は全体を通して口腔機能管理（チーム医療）の重要性が強調される内容となった。大久保会長が挨拶の中で触れたように「国民にしっかりと医療を届ける」ためには、歯科医師が医師や看護師、栄養士等を含めた関連する多職種と連携し協働することが必須となってきたことが改めて実感される研修だった。

（理事・前田圭司 記）

名古屋国税局管内税務指導者協議会

平成24年10月11日（木） ホテルグリーンパーク津



10月11日(木)、ホテルグリーンパーク津で名古屋国税局管内税務指導者協議会が開かれた。この協議会は日本歯科医師会歯科医師青色申告全国連合会（日歯青申連）の主催によるもので、全国の国税局ごとに毎年開催されている。名古屋国税局管内では東海4県の各県歯科医師会が持ち回りで幹事を務めており、今回は4年ぶりの三重県での開催。地元でもあり三重県歯科医師会からは田所、中井両副会長と芝田専務理事、辻(哲)常務理事、桑名理事及び医療管理委員4名、植村顧問税理士、日歯税務委員である太田常務理事の11名が出席した。

第一部では日歯青申連の美浦一郎理事による報告があり、日歯が25年4月に予定している公益社団法人への移行に当たっては、社団法人の中に青申連という別組織を置くことは難しくなるため、4月から現執行部の任期が終了する6月までは日歯の臨時委員会という形を取る方針であること（7月以降は未定）、それに伴い適正申告推進モデル地区も廃止する旨が明らかにされた。三重県では歯科医師会の青申会としての活動はほとんど行われておらず、こうした見直しに抵抗感はなかったが、愛知県歯等では青申会として活発に活動してきた経緯もあり、協議の中で青申会の存在意義を強く訴えらるとともに、モデル地区事業の継続を

求める意見が示された。

続いて日歯青申連の丸山定夫嘱託税理士が「24年度税制改正と歯科クリニックの経営実態」と題して講演。平成23・24年の税制改正や社会保障と税の一体改革のポイントを解説した。特に消費税の損税問題については、仮に社会保険診療報酬等を課税取引とした場合には医療の公益性・非営利性についての考え方にまで影響が及ぶこと、患者の心理的負担増による受診抑制の可能性に十分留意する必要があることを指摘した。



第二部からは名古屋国税局課税第一部個人課税課から出戸端敏彦課長、加納一裕連絡調整官を迎えての協議が行われた。歯科医師会側からは辻常務理事が平成23年度の税務調査アンケート結果を報告。加納調整官からは平成23年度税制改正で行われた納税環境整備（国税通則法の改正）として、▽税務調査手続きの明確化▽更正の請求期間の延長等▽処分理由の附記等について詳しい解説が行われた。税制改正においては個人の白色申告者に対する記帳・帳簿等保存義務の拡大も進みつつあるとのこと。40年に及ぶ歴史を経て青色申告が96%を超えるに至っていることも含め、歯科医師会の青申会のあり方について見直すべき時期が来ていたのかも知れないと感じられた。

（常務理事・太田賢志 記）

平成24年度

October

第7回理事会

平成24年10月2日（火）

三重県歯科医師会館

がん患者口腔ケア、体制作りについて検討



10月2日(火)、第7回理事会が開かれ、大杉常務理事からは1日(月)に東京で開催された平成24年度社会保険指導者研修会について報告があった。今年度は「周術期の口腔機能管理（チーム医療）について」をテーマに先進県からの報告が行われ、三重県にとっても参考になるものだったようだ。理事会でも9月に日歯が示した「がん患者の口腔ケアに関する医科歯科連携事業の推進について」を踏まえて、三重県での今後の取組みの方向性について協議した。日歯は1月に実施した日歯・国立がん研究センター連携事業の伝達講習会を皮切りとして、今後全国7ブロックでの伝達講習会、さらに都道府県別連携講習会の実施という流れを示しており、三重県歯も東海信越ブロックの中でこれに協調していくことになるが、同時に三重県保健医療計画並びにがん対策の中での歯科の位置付けやこれまで公衆衛生委員会が中心になって進めてきた医療連携の取組み、また郡市会の実状へも配慮していく必要があり、課題は多い。連携構築に向けて執行部としてどういう体制作りを目指すのか、長時間に及ぶ議論となった。また、芝田専務理事からは次期役員等選挙想定スケジュールが示された。公益法人制度改革に伴い役員の交代時期や選挙日程が従来とはかなり異なったものになるので十分に整理しておく必要があるようだ。

委員会事業報告

【社会保障委員会】

- ・ 平成24年度社会保険情報ネットワーク連絡協議会（9/30）、平成24年度社会保険指導者研修会（10/1）について

【医療管理委員会】

- ・ ビトレマーペースト一部製品の自主回収のお知らせ、医療機関ホームページガイドライン、医療管理講習会（12/2）について

【学術委員会】

- ・ 県民公開講座・第2回三重県歯科医師会学術研修会の開催日（1/27）について

【福祉厚生委員会】

- ・ 平成24年度睦寿会総会及び親睦会（11/18）、台風17号による被害状況について

【公衆衛生委員会】



- ・ 第2回日本学校保健会評議員会、いい歯の

8020表彰・審査会（9/13）、三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会（9/14）、第4回かむかむクッキングコンクール一次審査（9/20）、歯ミング24職員会議（9/25）、第5回みえ歯ートネット運営協議会、第72回日本公衆衛生学会総会第1回実行委員会（9/27）、三重県医療審議会健やか親子推進部会（10/1）、児童相談所一時保護所入所者に対する歯科健診・歯科保健指導、居宅療養管理指導に関する調査の協力依頼（日歯）、住まいと暮らしの総合展2012出展案内（10/13、14）、公衆衛生活動ツールの周知（一般・会員向けHP）、8020月間啓発チラシ配布、平成24年度三重県地域歯科保健研修会について

【広報編集委員会】

- ・ 「いい歯の日」企画全国地方紙広告掲載打合せ（9/20）、『三歯会報』広告申込みについて

【企画調査委員会】

- ・ 第2回企画調査委員会（9/20）、Sunshine Net掲載記事、医薬品関連情報（会員向けHP）、委員会レポートについて

【災害時の対応・体制に関する委員会】

- ・ 三重県歯科医師会・郡市歯科医師会・歯科診療所BCP案、サーバーデータのオンラインバックアップについて

協議事項

1. 郡市会長会議の招集並びに附議事項について
2. 三重県の周術期の医科・歯科連携について
3. 会務並びに事業の運営について
 - ・ 第18回三重県歯科保健大会の開催地について
 - ・ 次期役員等選挙想定スケジュール
4. 県歯機構改革について
 - ・ 互助会規程の見直しについて
 - ・ その他



平成24年度

第4回郡市会長会議

October

平成24年10月25日（木）

三重県歯科医師会館

次期役員等選挙想定スケジュールについて説明



10月25日（木）、第4回郡市会長会議が開かれた。芝田専務理事は一般会務報告の中で次期役員等選挙想定スケジュールについて説明。公益法人制度改革に伴い、従来は年度末だった役員の改選時期が変更され次期役員は25年6月の代議員会で決定することになる。これに先立って行われる会長予備選挙は2月告示、4月投開票となる見込みで、現在新法人へ向けた移行手続きが進められている各郡市会でも、種々の調整が必要になりそうだ。峰会長からは中央報告として、医療基本法や尊厳死法案、社会保険医療に対する消費税の課税のあり方等についての日歯の対応について説明があった。辻（哲）常務理事からは三重県が県内の歯科技工所の届け出が適切に行われているかどうかを確認することを目的とした「歯科補てつ物作成委託状況調査」が実施される旨が報告され、調査への協力が求められた。協議では来年の第18回三重県歯科保健大会の開催地を松阪とすることが決まった。

会長報告

医療基本法について

医療基本法については以前より議論されてきたが、今年3月に日医が医事法関係検討委員会の答申として「医療基本法の制定に向けた具体的提言」を公表して以来、改めて注目が集まっている。これに対して日歯も8月に「医療基本法に対する見解」をまとめた。9月には与党有

志議員による勉強会も立ち上げられているので議論の行方を見守りたい。

尊厳死法案に関する要請について

日歯は日歯連盟等とともに「尊厳死法制化を考える議員連盟」が準備を進めている「尊厳死法案」に関連して同議連に要請書を提出した。議連の案ではいわゆる「終末期」の判定につい

て「2人以上の医師による」と記しているが、口腔がん患者等も想定し条文に歯科医師の参画も加味するよう求めている。

社会保障と税に関わる共通番号（マイナンバー）制度の進捗状況について

9月に厚生労働省の社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会が、「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」を取りまとめたが、日歯はITを活用した医療連携の推進には賛成しているが、現段階での新しいIDの創設には時期尚早であるとし、今後慎重な検討が必要との姿勢を示している。

一般会務報告

（芝田専務理事）



平成24年4月1日～10月1日の期間で入会8名、退会5名。現会員数861名。

次期役員等選挙想定スケジュールについて

次期役員選挙については25年6月の第3回定時代議員会で実施される予定だが、それに先立って会長予備選挙が実施される。想定では2月告示、3月立候補届け出受け付け、4月投開票という日程。次いで理事・監事選挙が5月告示、6月初め立候補届け出受け付けと進み、代

委員会事業報告

【公衆衛生】（羽根常務理事）

第17回三重県歯科保健大会について

11月11日(日)に三重県文化会館中ホールで開

社会保険医療に対する消費税について

現在、中医協の医療機関等における消費税負担に関する分科会では、「社会保険診療報酬においては消費税を10%に増率するまでは非課税取引を継続する」とした消費税増税法案の下で診療報酬における消費税の取扱いについての検証が行われているが、日医を中心に社会保険医療に関する課税のあり方について税制を含め議論する場が必要だとする要望がまとめられている（※10月31日(水)の同分科会に提出された）。日歯としてはこの要望が「医療を課税対象とする」ことには直結しないことを前提としたうえで同調する方針。

議員会での投開票となる。県歯代議員については4月1日時点での会員数により各郡市会の代議員定数が決定されるので、6月中に選挙を実施していただきたい。

災害時の対応・体制について

日歯が全国7地区において災害コーディネーター研修会を実施する。大規模災害時における歯科医師会行動計画や出動計画の見直し、警察歯科分野の課題、災害時歯科保健医療の課題について総合的な研修を行い、災害時に適確かつ迅速な対応ができるような人材の養成を目指すとのこと。東海・信越ブロックでは25年2月3日(日)に静岡で開催が決まっており、県歯及び郡市会の担当者等17名で参加したい。

三重県歯科医師会基幹データのバックアップについて

11月よりNECのオンラインバックアップシステム「Secure Cube/Secret Share」を導入する。

催。従来の著名人による講演に替え、今年度は歯科保健に関するパネルディスカッションを行う。

第4回かむかむクッキングコンクール審査結果について

今回は生活習慣病予防をテーマにレシピを募集。301点の応募を得て21日(日)に二次審査を実施し最優秀賞等を選出した。11月25日(日)に開催する「食と健康フォーラム」で表彰を行う。歯科保健教具作製方法の県歯公式ウェブサイトへの掲載について

学校等での歯科保健指導に使用できる教具の作製方法の紹介を県歯公式ウェブサイトの一般公開ページに掲載した。

【学術】(林理事)

1月27日(日)に鶴見大学歯学部の花田信弘教授を招聘し午前中に県民公開講座「口からはじまる健康づくり～ダイエットからメタボ予防まで～」午後には学術研修会「3DSを中心とした新しい予防歯科医療」を開催する。

【医療管理】(辻常務理事)

平成24年度医療管理講習会の開催について

12月2日(日)に医療広告等をテーマとした講習会を開催する。講師は三重県健康福祉部医療対策局医療企画課・前川哲也主査と日本歯科医師会・溝渕健一常務理事。

歯科補てつ物作成委託状況調査について

平成25年4月に予定されている歯科技工士法施行規則の改正等に伴い、三重県健康福祉部による「歯科補てつ物作成委託状況調査」が実施される。

医薬品関連情報サイトの更新について

県歯公式ウェブサイトには会員向けコンテンツとして掲載している医薬品関連情報のページを企画調査委員会の協力を得てリニューアルした。

医療通訳派遣制度について

三重県国際交流財団が医療通訳派遣システムを運営しているので必要があれば利用されたい。ただし事前申込みと派遣を依頼する側(医療機関または患者)の費用負担が必要。

【広報編集】(熊谷理事)

平成24年度「いい歯の日」関連広報事業について

11月8日(木)に日歯との共同事業として地方紙(県内では伊勢新聞と中日新聞三重版)に広告「11月8日はいい歯の日」を掲載。同日、三重テレビで午後6時から情報番組『とってもワクドキ!』に中井副会長が出演(生放送)、午後7時から歯科啓発番組『歯チカラ』(30分番組)を放送。今年度は「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」にスポットを当てた内容。

協議事項

入会時の手続き方法について

芝田専務理事より、第1回郡市会長会議で協議された入会時の手続き方法について再度説明が行われた。郡市会の新法人移行に併せ、3層構造の堅持を確実にしながら諸手続きが円滑に行われることを意図したものだが、各郡市会の足並みを揃えることも配慮しつつ、次回郡市会長会議で改めて必要書類等の確認を行う。

三重県の周術期の医科・歯科連携について

芝田専務理事から、日歯と国立がん研究センターによる医科・歯科連携事業について説明が

あった。同事業は平成22年にスタートし、関東地区でのモデル事業を経て全国展開の段階へと差し掛かっており、24年1月には全国7ブロックの担当者伝達講習会が実施されている。今後、ブロック代表県によるDVDを活用した伝達講習会が開催され、さらに各都道府県別の講習会が実施される運びとなる。

平成25年度第18回三重県歯科保健大会について

次期開催地として松阪での開催が提案され、満場一致で了承された。

(広報編集委員・亀井貴彦 記)

こども110番の歯科医院



三重県歯科医師会では、「社会貢献活動の一環」として、三重県警、三重県、三重県教育委員会の協力のもと、日本の将来を担う宝である子どもたちを守るために、平成18年6月より「こども110番の歯科医院」制度を導入しました。これは、不審人物につきまといわれたり、声をかけられたりした子どもたちが歯科医院に駆け込んできた場合、子どもを保護し、警察への通報等の対応を行うものです。

私たちは、子どもたちの笑顔を守り、明るい地域社会づくりに少しでも協力していきたいと考えています。

●「こども110番の歯科医院」の皆様へ

三重県歯科医師会では「こども110番の歯科医院 対応マニュアル ― 子供たちを犯罪被害から守るために ―」を作成しています。ご活用下さい。

●○●○●○●こどもサポート○●○●○●○

三重県歯科医師会会員の皆様へ

わが国では少子高齢化が進む一方で、乳幼児期、学童期の子どもたちへの虐待が年々増加しています。三重県歯科医師会が平成17年度に三重県健康福祉部の協力を得て実施した要保護児童歯科調査結果では、

虐待が疑われる要保護児童においては、う蝕経験者率が有意に高く、う蝕になった歯が処置されている率が有意に低いという結果が出ています。

歯科医療従事者は、乳幼児集団歯科健診や歯科相談、学校歯科健診、歯科診療所等において、日常的に子どもや養育者に接する機会が多く、専門家の立場から虐待の早期発見に関わるべきことが提唱されています。

本会と三重県では8020運動推進特別事業の一環として、子育て支援の観点から「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援（児童虐待防止マニュアル）」を作成しています。児童虐待の早期発見・予防の一助となるよう取り組んでいくために、ぜひご活用下さい。



平成24年度

November

第8回理事会

平成24年11月8日（木）

三重県歯科医師会館

周術期口腔管理、PTを設置して対応検討へ



11月8日(木)、第8回理事会が開かれた。一般会務報告では10月に開かれた第2回機構改革特別委員会について中井副会長らから報告があり、福祉厚生委員会の取りまとめを元に大筋が合意された互助会見直し案についてアクチュアリーの評価を受けることが了承された。災害時の対応・体制に関する委員会からは11月1日付で日歯が示したデンタルチャート（死後記録）及び照合結果報告書の統一について報告があった。これは従来の日歯デンタルチャートに修正を加えたものだが、今年度開催される全国7地区災害コーディネーター研修会等を通じて周知が図られる。同研修会は東海信越地区では2月3日(日)に静岡で開催される予定で、三重県歯からも郡市会担当者も含めて参加する。協議では、週末に迫った第17回三重県歯科保健大会についての最終確認を行った他、平成25年度事業計画についての議論もスタート。懸案の周術期口腔管理については近日中にプロジェクトチームを立ち上げ、今年度後半にも具体的な準備に着手する方針が固まった。

委員会事業報告

【社会保障委員会】

- ・ 新規集団指導（11/8）、社保通知No. 6「疑義解釈資料（その10）」、「福祉医療費助成制度についてお願い」、「診療報酬改定結果検証調査の実施に係る会員各位への周知」について

【医療管理委員会】

- ・ 松阪地区歯科医師会医療管理講習会（10/4）、名古屋国税局管内税務指導者協議会（10/11）、BLS講習会（10/14）、歯科衛生士復職支援講習会（10/21）、歯科相談（4件）、医師等の資

格確認の徹底、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行、平成24年の歯科医師の届け出及び調査、永年勤続表彰について

【学術委員会】



- 第1回学術委員会、第1回県歯学術研修会(10/28)、学術情報提供「顎関節症治療のスタビライゼーションスプリントのデザインならびに作製方法」、地区助成金事業申請(鈴鹿、伊勢、伊賀)、研修会・講習会等に関する情報提供依頼について

【福祉厚生委員会】



- 第2回福祉厚生委員会(10/4)、平成24年度睦寿会総会及び親睦会について

【公衆衛生委員会】

- 伊勢地区歯科医師会学校歯科医研修会(10/4)、平成24年度労働衛生コンサルタント受験講習会(10/7)、病院歯科における口腔ケア実践研修事前講習(10/11)、第10回フォーラム8020にいがた健口フォーラムin長岡(10/13)、三重県学校保健会常務理事会(10/16)、平成24年度第1回松阪地区地域8020運動推進協議会、三重県歯科保健大会第3回実行委員会、フッ化物応用マニュアル検討委員会(10/18)、第4回かむかむクッキングコンクール二次審査(10/21)、第33回全国歯科保健大会(10/27)、平成24年度第1回鈴鹿地区地域8020運動推進協議会、平成24年度第1回三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会(11/1)、第4回みえ歯ートネット研修会(11/3)、要保護児童・児童相談所一時保護所入所者に対する歯科健診・歯科保健指導、平成25年度以降「歯の衛生週間」の名称変更に関するアンケート、学校歯科保健活動に関するアンケート結果、成人歯科保健・保健指導研修会、「歯の健康だより」の見直しについて

【広報編集委員会】

- 三重テレビ『歯チカラ』第4回打合せ(10/4)、第2回広報編集委員会(10/18)、日歯会員モニターアンケート集計結果について

【企画調査委員会】

- Sunshine Net掲載記事について

【災害時の対応・体制に関する委員会】

- 宮城県歯科医師会身元確認研修会(10/28)、デンタルチャート及び照合結果報告書等の統一(日歯)、第2回三重県医療審議会災害医療対策部会(11/1)について

協議事項

1. 平成25年度事業計画について
2. 第17回三重県歯科保健大会について
3. 平成24年度新入会員講習会について
4. 会務並びに事業の運営について
5. 三重県の周術期の医科・歯科連携について

第37回 睦寿会総会・親睦会

平成24年11月18日（日） ホテルグリーンパーク津



11月18日(日)、さわやかな秋晴れの下、第37回睦寿会総会並びに親睦会が開かれた。本年度は新たに11名が睦寿会に加わり、会員数は129名に。この日はそのうち15名の会員が出席しての開催となった。

総会の冒頭、挨拶に立った峰会長は、今年4月に三重県歯が全国の都道府県歯に先駆けて公益社団法人の移行認定を受けたことを報告。田中勇雄顧問（桑員）は、不安定な政治状況に対して歯科医師としてどう向き合うべきかを説いた。9名の物故会員に対する黙祷と県歯役員を含めた出席者28名の紹介の後、中西亨之世話人代表（伊勢）が本会開催に対する謝意を述べた。また、芝田専務

理事からは年末から来年にかけての県歯事業の日程を含めた会務報告が行われた。

総会終了後、同会場で浜瀬理事の司会の下、懇親会が開かれた。田所副会長の開宴の挨拶に続き、中藤監事が乾杯の挨拶で睦寿会会員の健勝を願う言葉を述べた。特に今年102歳になられる鈴木長八郎先生（松阪）の元気なお姿には、役員はもちろん睦寿会会員の方々も感嘆することしきりで、皆、鈴木先生を目標に頑張ろうと誓い合った。食事とお酒を楽しみながら、睦寿会会員・役員相互が交流を深めた2時間が過ぎ、最後に中井副会長の閉会の辞でお開きとなった。

（福祉厚生委員・伊藤裕継 記）



三重県歯科医師会会員の皆様へ

団体医師賠償責任保険のご案内

～ 歯科医院診療所の安定経営のために～



団体割引
20%適用

弁護士費用
訴訟費用も補償

※損保ジャパンの事前の
承認が必要です。

ご照会・ご連絡は

<取扱代理店>

株式会社エムディ（三重県歯科医師会館 1F）

〒514-0003 津市桜橋 2 丁目 120 番地の 2 TEL：059-227-6489 FAX：059-227-0510

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン 三重支店 津支社

〒514-0004 津市栄町3-115 TEL：059-226-3011 FAX：059-228-4397

平成24年分所得税の確定申告の 主な改正点について

Q：本年も所得税の確定申告の時期が近づいてきました。平成24年分所得税の確定申告の主な改正点について教えてください。

A：平成24年分所得税の確定申告の主な改正点は、次のとおりです。

1 上場株式等の譲渡の範囲の改正

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、上場株式等の譲渡をした場合の譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、信託会社の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うものが加えられました（租税特別措置法第37条の12の2、平成24年4月1日以後の譲渡から適用）。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正

申告分離課税である先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等が加えられました（租税特別措置法第41条の14、先物取引に係る差金等決済で平成24年4月1日以後に行うものから適用）。

- （1）店頭商品デリバティブ取引の差金等決済（商品先物取引法第2条第14項第1号から第5号）
- （2）店頭商品デリバティブ取引の差金等決済（金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号）
- （3）金融商品取引所に上場されていない有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又はその有価証券の譲渡（金融商品取引法第2条第1項第19号）

3 金地金等の譲渡の対価に係る支払調書の創設

金地金又は白金地金（金貨及び白金貨を含みます。以下「金地金等」と言います）の譲渡の対価の支払をする者（金地金等の売買を業として行う者に限ります）は、同一人に対するその譲渡の対価が200万円を超える場合には、その支払金額等を記載した支払調書を、税務署に提出しなければならないこととされました（所得税法224条の6、平成24年1月1日以後の譲渡から適用）。

金地金等の譲渡は原則として総合課税の譲渡所得に区分され、事業所得者は年中の総合課税の譲渡益の合計額が50万円を超える場合は確定申告をしなければなりません。

4 医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、介護福祉士による喀痰吸引等及び認定特定行為従事者（一定の研修を受けた介護職員等）による特定行為（社会福祉士及び介護福祉法附則3①、同法施行規則附則4）に係る費用の自己負担が加えられました（所得税法第73条）。

5 生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の（1）から（3）までによる各保険料控除の合計限度額が12万円とされました（所得税法第76条）。

なお、生命保険料の支払証明書には、「旧契約」、「新契約」の表示がされていますので、この表示に基づき区分して保険料控除額を計算することとなります。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除

新契約に係る一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次により計算します。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 $\times 1 / 2 + 10,000$ 円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 $\times 1 / 4 + 20,000$ 円
80,000円超	一律40,000円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除

旧契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次により計算します。

年間の支払保険料等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 $\times 1 / 2 + 12,500$ 円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 $\times 1 / 4 + 25,000$ 円
100,000円超	一律50,000円

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）となります。

- ① 新契約の支払保険料等につき、上記(1)で計算した金額
- ② 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)で計算した金額

6 住宅税制の改正

(1) 住宅借入金等特別控除

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして、平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が、次のとおりとされました（租税特別措置法第41条第5項、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行日以後に居住の用に供したもののから適用）。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1 %
平成25年	10年間	3,000万円	1 %

(2) 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

税額控除限度額が50万円（改正前：100万円）に引き下げられたうえ、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました（租税特別措置法第41条の19の4、平成24年1月1日以後に居住の用に供したもののから適用）。



10月・11月会務日誌

10月

- | | |
|--|---|
| <p>1日 平成24年度社会保険指導者研修会に田所副会長、大杉常務理事、辻(孝)理事、稲本理事、前田理事出席
三重県医療審議会健やか親子推進部会に羽根常務理事出席</p> <p>2日 理事会開催</p> <p>3日 日本歯科医師会第3回成人歯科保健・産業歯科保健に関する打合せ会に羽根常務理事出席</p> <p>4日 福祉厚生委員会開催
松阪地区歯科医師会臨時総会・社保講習会・医療管理講習会に辻常務理事、大杉常務理事、稲本理事出席
伊勢地区歯科医師会学校歯科医研修会に羽根常務理事出席</p> <p>6日 第2回東海信越地区歯科医師会会長・専務理事連絡協議会が静岡県にて開催され中井副会長、芝田専務理事出席
ユマニテク医療福祉大学校戴帽式に芝田専務理事出席</p> <p>7日 平成24年度労働衛生コンサルタント試験受験講習会に羽根常務理事出席</p> <p>9日 三重産業保健推進センター運営協議会に峰会長出席</p> <p>10日 第四管区海上保安本部検視講習会に陣田会員出席</p> <p>11日 名古屋国税局管内税務指導者協議会、病院歯科における口腔ケア実践研修事前講習開催</p> | <p>13日 第10回フォーラム8020にいがた健口文化フォーラム2012in長岡が新潟県にて開催され羽根常務理事出席</p> <p>14日 BLS講習会開催
愛知県歯科医師会新会館記念式典・基調講演・祝賀会に峰会長出席</p> <p>16日 三重県学校保健会常務理事会に中井副会長出席</p> <p>17日 日本歯科医師会第3回税務委員会に太田常務理事出席</p> <p>18日 広報編集委員会、松阪地区地域8020運動推進協議会、三重県歯科保健大会第3回実行委員会、フッ化物応用マニュアル検討委員会開催</p> <p>21日 歯科衛生士復職支援講習会、第4回かむかむクッキングコンクール二次審査開催</p> <p>22日 三重県がん対策推進協議会に峰会長出席</p> <p>25日 郡市会長会議、機構改革委員会開催</p> <p>27日 第33回全国歯科保健大会が青森県にて開催され峰会長、辻常務理事、羽根常務理事、福森理事出席</p> <p>28日 三重県歯科医師会学術研修会、学術委員会開催
桑員歯科医師会一般社団法人設立記念式典に峰会長、芝田専務理事出席
身元確認研修会が宮城県にて開催され熊谷理事出席</p> <p>31日 三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会に田所副会長出席</p> |
|--|---|



11月

- | | |
|--|---|
| <p>1日 鈴鹿地区地域8020運動推進協議会開催
三重県歯科保健推進部会に中井副会長出席
三重県医療審議会災害医療対策部会に芝田専務理事出席
産業保健研修会に羽根常務理事出席
長谷山壮歯磨き講習会に福森理事出席</p> <p>3日 第4回みえ歯ートネット研修会開催</p> <p>6日 常務理事会開催</p> <p>7日 三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会に中井副会長出席</p> <p>8日 理事会開催
三重県在宅医療推進懇話会に羽根常務理事出席</p> <p>9日 三重県経済懇談会に峰会長出席
第22回日本歯科医学会総会に中井副会長出席</p> <p>11日 第17回三重県歯科保健大会開催
三重県立公衆衛生学院推薦入学試験に田所副会長出席</p> <p>14日 都道府県歯科医師会専務理事連絡協議会に芝田専務理事出席
三重県医療審議会健やか親子推進部会に羽根常務理事出席</p> <p>15日 災害時の対応・体制に関する委員会、南勢志摩地区地域8020運動推進協議会開催</p> <p>16日 三重県医療費適正化計画策定懇話会に芝田専務理事出席</p> <p>17日 みえ摂食・嚥下リハビリテーション研究会</p> | <p>世話人会・学術集会に羽根常務理事出席</p> <p>18日 第37回睦寿会総会・親睦会開催
第5回三重子どもの心ネットワーク会議に中井副会長出席</p> <p>19日 三重県公衆衛生審議会に羽根常務理事出席</p> <p>21日 三重県医療審議会に峰会長出席</p> <p>22日 特定社保講習会、公衆衛生委員会、フッ化物応用マニュアル検討会開催
国保・社保審査委員会合同協議会に峰会長、田所副会長出席
第56回三重県学校保健安全研究大会・第33回東海ブロック学校保健研究大会に田所副会長、中井副会長、羽根常務理事、杉原理事、福森理事、鎌谷郡市長、前田(和)会員、萬好会員、小倉会員、公衆衛生委員出席</p> <p>25日 食と健康フォーラム（第4回かむかむクッキングコンクール表彰式）開催</p> <p>26日 三重県医療審議会救急医療部会に田所副会長出席
第4回成人歯科保健・産業歯科保健に関する打合せ会に羽根常務理事出席</p> <p>29日 紀南地区地域8020運動推進協議会開催
伊勢地区歯科医師会訪問に峰会長出席
伊勢地区歯科医師会税務講習会に植村顧問税理士出席
四日市歯科医師会医療管理学会に辻常務理事出席</p> |
|--|---|





会員消息

Member's News

本会会員数 (12月1日現在)

正会員第1種 (一般)	694名
正会員第2種 (勤務)	25名
正会員終身	129名
準会員第3種 (法人)	8名
準会員第4種 (直属)	2名
長期の疾病等の会員	1名
計	859名

日歯会員数 65,021名 (10月31日現在)

新入会員



ながかわとしあき
永川稔晃先生 (12. 5 付)
診 桑名市大字江場1552-1
T N デンタルクリニック
電 話 0594-87-6908
F A X 0594-87-6909
(桑員)



おかもと あきお
岡本晶生先生 (12. 11 付)
診 四日市市城西町13-32
岡本歯科
電 話 059-354-1356
F A X 059-354-4857
(四日市)



ふじい あつゆき
藤井温之先生 (12. 13 付)
診 松阪市飯高町宮前中切
270-1
藤井歯科医院
電 話 0598-46-7700
F A X 0598-46-7701
(松阪)

診療所名変更

中澤 晃先生 (四日市)
医療法人みふね小児歯科医院 歯科室中澤

診療所所在地変更

松井俊二先生 (伊勢)
伊勢市八日市場町9-13
電 話 0596-63-8809
F A X 同 上

F A X 番号変更

濱野智紀先生 (津)
(診) F A X 059-211-0076





新入会員プロフィール

Rookie's Profile

ながかわとしあき

永川稔晃先生（桑員）

1. 学歴

高校 私立海星高等学校

大学 鶴見大学（平成17年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成18年 4 月 愛知学院大学附属病院

平成19年 4 月 風岡デンタルクリニック

平成20年 4 月 オーデンタル東浦

平成22年 5 月 にしだ歯科

3. 開業年月日

平成24年12月13日

4. メッセージ

今回、歯科医師会に入会させていただく

にあたり、諸先輩方のお力になれるように
少しずつ努力していければと思います。

大学の頃は硬式野球部に所属していて、
個ではなくチームとしての喜びが自分を成
長させていたと思います。

このことは医療でも同じであると思い、
歯科医師だけでは院として成立せず、受付、
歯科助手、歯科衛生士などのスタッフとチ
ームとしての連携をしっかりとって医療に
対して真摯な気持ちで取り組んでいこうと
思います。そのためにもまず、保険診療を
中心とした治療で地域に根付くよう日々努
力していく次第です。

おかもと あきお

岡本晶生先生（四日市）

1. 学歴

高校 私立暁高等学校

大学 朝日大学（平成19年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成20年 4 月 愛知学院大学臨床研修医

平成22年 2 月 岡本歯科

3. 開業年月日

平成24年12月28日

4. メッセージ

この度、入会させていただきました岡本
晶生と申します。

父親の診療所を私の代へ変更することと
なり、今後は父親と同様、地域に密着した
歯科医院を目指していきます。

私はドライブが趣味で、特に知らない土
地へ食べ物を食べに行くことが好きです。
日帰りで香川県へ三度程行ったことがあり
ます。

大学時代はバドミントン部に所属してい
ました。

まだまだ未熟者ですが、御指導の程よろ
しく願いいたします。



ふじい あつゆき

藤井温之先生（松阪）

1. 学歴

高校 私立三重高等学校

大学 広島大学（平成7年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成8年4月 木村歯科医院

平成13年6月 にしい歯科医院

平成20年7月 上津デンタルクリニック

3. 開業年月日

平成25年1月8日

4. メッセージ

今度、私が開業させていただく飯高町は、奈良県に接している山村です。そして私の生まれ育った場所です。「年を取ると食べることが大事だ」「遠くまで行っていたが近くに歯科医院があると良い」などという声をよく聞くようになりました。中学校卒業と同時に故郷を離れた私でしたが、今何かできるのではないかという気がして、飯

高町で開業することにしました。私の力では、どこまで地域医療に貢献できるかわかりませんが、まずは目の前の一人一人の患者様の口腔環境を少しでも改善していく、その点を持続することにより、線にそして面になっていけばと思っています。



平成24年6月診療分歯科診療報酬状況（三重県）							
		社 会 保 険			国 民 保 険		
		1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数	1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数
一 般	本 人	1.9	621.3	1,183.7	2.0	622.4	1,224.9
	家 族	1.7	569.8	945.2			
後期高齢者医療		—	—	—	2.1	677.0	1,422.7

平成24年7月診療分歯科診療報酬状況（三重県）							
		社 会 保 険			国 民 保 険		
		1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数	1 件 当 日 数	1 日 当 点 数	1 件 当 点 数
一 般	本 人	1.9	622.7	1,167.3	2.0	628.1	1,241.9
	家 族	1.7	574.5	949.7			
後期高齢者医療		—	—	—	2.1	673.7	1,414.8



告知板

Information

津歯科医師会学術講演会のお知らせ

津歯科医師会学術委員会では、平成24年度の学術講演会を下記のように開催することになりました。

日 時：平成25年 2 月24日（日）午前10時～午後 4 時

場 所：三重県歯科医師会館 1 階教育センター

講 演：「インプラントのトラブルについて」 大阪府開業 中島 康 先生

<抄録>

「インプラントのトラブルについて」

大阪府開業 中島 康 先生

近年インプラント治療は確実性のある修復処置の一つとして完成されています。しかしながらインプラント治療のトラブルも起こり得るため、十分にそのリスクを事前に患者さんへ伝える必要があります。また他院でインプラント治療が行われた後に、その管理を余儀なくしなければならない現状もあります。インプラントのトラブルは学会でも多く取り上げられ、最近のトピックになりマイナス方向の脚光も浴びており、インプラントへの批判が高まっています。しかしインプラント治療を否定することは時代の逆行となり、できればプラス方向にトラブルに関しての理解が得られれば幸いと思います。今回、様々な次元でのインプラントトラブルを臨床症例とともに報告し、その経験を分かち合えればと思います。

お問い合わせ先

津歯科医師会事務局

〒514-0004 津市栄町 2 丁目365

TEL 0 5 9 - 2 2 5 - 1 3 0 4 / FAX 0 5 9 - 2 2 3 - 3 9 3 6



日本歯内療法学会中部支部会 2013スプリングセミナー開催のご案内

大会長：水谷忠司（三重県桑名市 水谷歯科クリニック）

日 時：2013年3月17日（日）

10：00～16：00

場 所：四日市市文化会館

〒591-0075 三重県四日市市安島2丁目5-3

テーマ：「今こそ根管治療」

講 師：平井 順 先生（神奈川県開業）

金沢紘史 先生（東京都開業）

加藤広之 先生（東京歯科大学）

山口正孝 先生（愛知学院大学）

小嶋 壽 先生（東京都開業）

参加費：一般参加 ￥7,000

研修医・学生 ￥0（無料）

申込み：当日受付にてお申し込み下さい。

<問い合わせ先>

日本歯内療法学会中部支部会事務局 高城

TEL：0532-34-0510（たかぎ歯科）

FAX：0532-34-0554

E-mail：dqh01250@nifty.com





互助会の現況

(24年10月 1 日～31日)

第 1 部 (疾病共済)

入会 3 名	退会 0 名	累計 791名	2,334口
収入累計 200,763,800円	繰越 200,763,800円		
	入金 0円		
支 出	360,000円		
残 高 200,403,800円	定期 98,000,000円		
	普通 52,403,800円		
	国債 50,000,000円		

療養給付：2 名

死亡給付：0 名

第 2 部 (火災共済)

入会 3 名	退会 1 名	累計 807名	831口
収入累計 108,202,937円	繰越 108,201,078円		
	入金 1,859円		
支 出	0円		
残 高 108,202,937円	定期 88,390,000円		
	普通 19,812,937円		

第 3 部 (災害共済)

入会 3 名	退会 1 名	累計 807名	
収入累計	47,552,524円	{ 繰越 入金	47,552,524円 0円
支 出	0円		
残 高	47,552,524円	{ 定期 普通	22,300,000円 25,252,524円

(24年11月 1 日～30日)

第 1 部 (疾病共済)

入会 0 名	退会 1 名	累計 790名	2,331口
収入累計 200,403,800円	繰越 200,403,800円		
	入金 0円		
支 出	180,000円		
残 高 200,223,800円	定期 98,000,000円		
	普通 52,223,800円		
	国債 50,000,000円		

療養給付：1 名

死亡給付：0 名

第 2 部 (火災共済)

入会 0 名	退会 1 名	累計 806名	831口
収入累計 108,202,937円	繰越 108,202,937円		
	入金		0円
支 出	0円		
残 高 108,202,937円	定期		88,390,000円
	普通		19,812,937円

第 3 部 (災害共済)

入会 0 名	退会 1 名	累計 806名	
収入累計	47,552,937円	{	繰越 47,552,524円
			入金 413円
支 出	180,000円		
残 高	47,372,937円	{	定期 22,300,000円
			普通 25,072,937円

三重県歯科医師 国民健康保険組合

MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

平成24年 8 月／ 9 月

現況

保険給付状況

24年 8 月

		件 数	費 用 額	保険者負担額
療 養 給 付 費	当月分	3,367	43,855,918	31,074,865
	累 計	17,208	230,473,254	163,691,166
療 養 費	当月分	108		369,670
	累 計	546		2,103,023
高 額 療 養 費	当月分	42		3,835,733
	累 計	153		13,212,813
移 送 費	当月分	—		—
	累 計	—		—
出産育児一時金	当月分	5		2,100,000
	累 計	24		10,080,000
葬 祭 費	当月分	—		—
	累 計	3		380,000
傷 病 手 当 金	当月分	14		576,000
	累 計	62		2,595,000

24年 9 月

		件 数	費 用 額	保険者負担額
療 養 給 付 費	当月分	3,065	41,636,356	29,468,118
	累 計	20,273	272,109,610	193,159,284
療 養 費	当月分	100		389,002
	累 計	646		2,492,025
高 額 療 養 費	当月分	33		4,611,276
	累 計	186		17,824,089
移 送 費	当月分	—		—
	累 計	—		—
出産育児一時金	当月分	3		1,260,000
	累 計	27		11,340,000
葬 祭 費	当月分	—		—
	累 計	3		380,000
傷 病 手 当 金	当月分	14		469,000
	累 計	76		3,064,000

収支状況

24年度24年 9 月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	793,170,535
歳 出 合 計	408,925,353
収 支 差 引 残 高	384,245,182

24年度24年10月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	870,392,749
歳 出 合 計	487,837,906
収 支 差 引 残 高	382,554,843

被保険者異動状況

24年10月31日現在

区 分	被 保 険 者 数	前月との比較
組 合 員	2,669	3
家 族	1,763	5
計	4,432	8

24年11月30日現在

区 分	被 保 険 者 数	前月との比較
組 合 員	2,689	20
家 族	1,763	0
計	4,452	20

MIE DENTIST NATIONAL HEALTH INSURANCE UNION

編集後記

Editor's Note

今年も三重県歯科保健大会が開催されました。今年の目玉は「みえ 歯と口腔の健康づくり条例」の公布・施行を記念してのシンポジウム。従来の著名人の講演会とは一味違う企画で新鮮でした。

さて、広報編集委員として歯科保健大会取材するのも今年で4年目。最初は慌ただしさの中で自分に与えられた仕事をこなすのに精一杯でしたが、さすがにずいぶん慣れてきて、今年は大会運営の様子を少し客観的に見ることができた気がしました。歯科保健大会は表彰を受ける県民や多く

の来賓を迎えて行われる行事です。県歯の役員や委員、郡市会から参加したスタッフが、それぞれに与えられた役割をしっかりと果たして初めてスムーズな運営が実現できます。その大会スタッフたちの活躍をさらに縁の下から支えてくれているのが県歯事務局のメンバーです。大会運営を裏方として眺めてみて、改めてその活躍ぶりに感心しました。私も彼らに負けずに、しっかりと委員としての職責を果たしていきたいと思います。

(広報編集委員・森 誠 記)



お気軽にご相談ください。
《資産運用・住宅ローン・ビジネスローン》

ⓧ 百五銀行

FRONTIER BANKING

インターネットホームページ <http://www.hyakugo.co.jp/>

FRONTIER BANKING

三 歯 会 報

平成25年1月10日印刷/平成25年1月15日発行

発行所/〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目120-2 公益社団法人三重県歯科医師会

☎059-227-6488/発行人/峰 正博/編集/広報編集委員会/印刷所/矢田印刷

三重県歯科医師会公式ウェブサイト address <http://www.dental-mie.or.jp/>

歯科用硬石膏

ネオプラムストーン



標準価格：
3kg シンプルバック入り
(1.5kg×2)
¥2,750 (消費税別)
一般医療機器24B2X0003000207

ネオプラムストーンは
微細化された優良なα型半水石膏を基材としたことで、
高強度で表面滑沢性に優れた緻密な模型の製作を実現。
しかも様々な作業の利便性をアップできるよう、
イエロー、ブルー、ホワイト、グリーン、ピンク、グレーと6色の
パステルカラーを用意しました。

6カラーをラインアップ



イエロー

ブルー

ホワイト

グリーン

ピンク

グレー

製造販売元

睦化学工業株式会社

〒510-0804 三重県四日市市万古町8-9 ☎ 059-331-2354(代) FAX 059-331-1044
<http://www.mutsumikagaku.co.jp>

“As safe as the Rock”

～ジブラルタ・ロックのように安心～



ジブラルタ生命は、お客さま一人ひとりを大切に
心に届くサービスをご提供いたします。

三重エリア

三重第一支部 〒514-0009 津市羽所町 388 津三交ビル 5F
TEL : 059-213-1700

松阪支部 〒515-0019 松阪市中央町 37-2 ジブラルタ生命松阪ビル 2F
TEL : 0598-51-1464



Gibraltar
ジブラルタ生命

フリーダイヤル：0120-37-2269 ホームページ <http://www.gib-life.co.jp/>

※携帯電話・PHS からもご利用になれます。



NKSJグループ

まごころって、 保険にもこめられるんだ。

どんな言葉をかけたら、事故の不安がやわらぐだろう。
どんなサービスがあったら、もっと安心してもらえるだろう。
どう伝えたら、商品のことをもっと理解してもらえるだろう。
私たち損保ジャパンは、
そんなふうにもっとお客さまの気持ちを想像し
一人ひとりがまごころを磨くことで、
安心をつくるいちばんの存在になっていきたいと思います。

この国でいちばん
お客さまの声に応えられる
保険会社へ



株式会社 損害保険ジャパン

三重支店 津支社
〒514-0004 三重県津市栄町3-115
TEL.059(226)3011
<http://www.sompo-japan.co.jp>

会員好評受付中!

mint

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひろく!
mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

MDT 三重データ通信株式会社

TEL : 059-223-1818

E-Mail : info@mint.or.jp

Thinking ahead. Focused on life.



Soaric

人を大切にしたデザインとテクノロジーから生まれました

The New PdW Style

直感的で自然な動作での診療を可能にする、先進のトレーシシステム。
ユニットへの組み込みが可能な、マイクロスコープと根管長測定機器。
小型ボディに根管治療機能が搭載された、新開発マイクロモーター。
そのディテールに至るまで一貫して表現された、洗練のデザイン。

Debut



発売 株式会社 モリタ 大阪本社: 大阪府吹田市垂水町3-33-18 〒564-8650 TEL 06-6380-2525 東京本社: 東京都台東区上野2-11-15 〒110-8513 TEL 03-3834-6161
製造販売・製造 株式会社 モリタ製作所 本社工場: 京都府京都市伏見区東浜南町680 〒612-8533 TEL 075-611-2141 久御山工場: 京都府久世郡久御山町大字市田小学新珠城190 〒613-0022 TEL 0774-43-7594
販売名: ソアリック 標準価格: 4,543,000円〜(消費税別途) 2011年6月21日現在 一般的名称: 歯科用ユニット 機器の分類: 管理医療機器(クラスII) 特定保守管理医療機器 医療機器認証番号: 222ACBZX00016000
www.dental-plaza.com